

第2期

多可町子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月  
多可町



# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	3
1 多可町の概要	3
（1）地勢と位置	3
（2）土地利用	3
2 統計からみた現状	4
（1）総人口と年少人口の推移	4
（2）子どもがいる世帯数の推移	5
（3）核家族世帯数の推移	5
（4）出生の動向	6
（5）婚姻と離婚の動向	7
（6）女性の社会進出と育児の課題	7
（7）就学前児童の保育等の状況の変化	8
3 ニーズ調査からみた現状	10
（1）多可町子育てふれあいセンターの利用状況	10
（2）子育て世代包括支援センターの利用意向	11
（3）居住地域の子どもの遊び場について感じる事	12
（4）居住地域で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか	12
（5）平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用状況	13
（6）土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望	14
（7）子どもが病気やケガをしたときの対応について	15
（8）小学校での放課後の過ごし方・過ごさせ方の希望	15
（9）母親の就労状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	18
1 基本理念	18
2 目指す子ども像	19
3 施策体系	20

第4章 施策の展開	21
《重点目標》子ども・子育て支援事業の整備・実施	21
(1) 教育・保育事業の提供	22
(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供	24
(3) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	36
(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保	36
〈基本目標1〉地域における子育て・親育て	37
(1) 世代間交流の充実	37
(2) 体験を通じた学びの場の提供	38
(3) 地域交流を通じた学びの場の提供	39
(4) 子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援	40
(5) 親教育の場の提供	41
〈基本目標2〉子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	42
(1) 小児医療等の充実	42
(2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援	43
(3) 相談支援	45
(4) 食育の推進	46
〈基本目標3〉子どもが安心・安全に成長できる環境づくり	47
(1) 地域防犯力の向上	47
(2) 安全な環境づくりの推進	48
〈基本目標4〉ワーク・ライフ・バランスの推進	49
(1) 男女共同参画の啓発	49
(2) 仕事と子育ての両立支援	50
〈基本目標5〉さまざまな家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の推進	51
(1) 子どもの人権擁護・児童虐待防止	51
(2) 障がいのある子どもと家庭への支援	53
(3) 家庭の経済状況等に関わらず、子どもが健やかに育つための支援	55
第5章 実現方策	56
1 推進体制の確立	56
2 情報提供・周知	56
3 広域調整や県との連携	56
4 進行管理	56

第6章 資料編	57
1 平成30年度子ども・子育て支援にかかるニーズ調査結果の概要	57
(1) 調査の目的	57
(2) 調査の概要	57
2 多可町子ども・子育て会議委員名簿	58
3 多可町子ども・子育て会議の経過	59





# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちをつくる貴重な存在です。社会の希望であり未来をつくる力である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、社会全体で子育てを支えていくことが重要です。

しかしながら、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴う少子化の進行、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、多くの子育て家庭が子育てへの不安感や孤立感を抱いている現状があります。

国では、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し、構築することを目的とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。この3法に基づいて平成27年度から施行された新たな子育て支援の仕組みである「子ども・子育て支援新制度」では、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実が目指されることとなっています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市区町村は、中長期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進すべく「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めることを求めています。次代の社会を担う子どもの健全な育成のための「次世代育成支援対策推進法」が令和7年3月31日まで延長され、「子ども・子育て支援法」と併せて、より手厚い次世代育成支援対策が推進されます。

さらに、令和元年には、5月に「子ども・子育て支援法」の改正に伴い、10月からの幼児教育・保育の無償化が決定、「子どもの貧困対策推進に関する法律」の改正や「子供の貧困対策に関する大綱」の決定に伴い、子どもへの支援を強化するなど、国における子ども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われています。

多可町（以下「本町」という。）においては、平成17年3月に「多可町次世代育成支援対策推進行動計画」、平成27年3月に「多可町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これらの計画に沿って、子育て支援を行ってきました。こうした取り組みによって、合計特殊出生率の増加がみられましたが、出生数は毎年減少し、平成29年には100人を割り込む水準となるなど、少子化の進行は本町の重要課題となっています。子育て世代の若者が就業や結婚・子育てに夢をもてるような支援を充実するとともに、地域が一体となって子どもを育てていくためには、保護者や子どもを持つとうとする人を支えていくことのできる環境づくりを進めていくことが重要です。

このような現状をふまえ、本町では、結婚や出産・子育てに関する一人ひとりの希望がかなう社会づくりを進めるため、「第2期多可町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

## 2 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、国の基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として定められるものです。

本計画の策定にあたっては、「第2次多可町総合計画（2017-2026）」や「多可町教育ビジョン（多可町教育大綱）（2011-2020）」、関連の分野別計画との整合を図るとともに、「多可町母子保健計画」を包含した計画として位置づけます。



## 3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。





# 第2章

## 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 多可町の概要

#### (1) 地勢と位置

本町は、平成17年11月1日に旧中町、旧加美町、旧八千代町の3町が合併して誕生した町です。

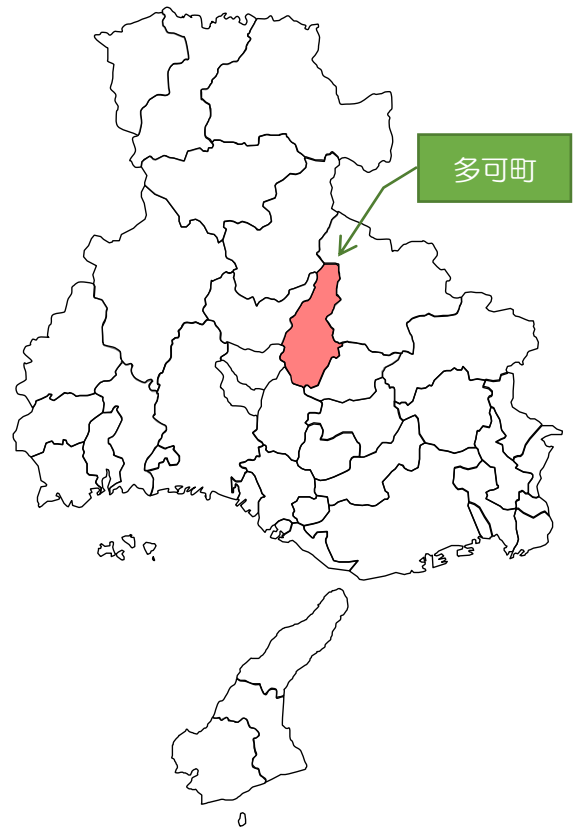
兵庫県の東播磨地域の内陸部に位置し、北は丹波市、朝来市、東は丹波市、南は西脇市、加西市、西は神崎郡神河町、市川町にそれぞれ接しています。東西13km、南北27km、総面積185.19km<sup>2</sup>を有し、直線距離で神戸まで約45km、大阪まで約70kmの距離にあります。

地勢的には、周囲を中国山地（三国岳、千ヶ峰、笠形山、竜ヶ岳、篠ヶ峰など）の山々に囲まれ、三国岳を源とする杉原川が加美区、中区の中央部を貫流し、笠形山を源とする野間川が八千代区の中央部を南流し、西脇市において県下最長の加古川と合流して瀬戸内海に流れています。

気候は、瀬戸内気候の影響を受けて穏やかですが、中国地方の背陵地帯として内陸性気候の影響も受け、寒暖の差が比較的大きくなっています。

交通条件は、西脇市で国道175号と分岐した国道427号が多可町中区、加美区を縦断し、八千代区では県道西脇八千代市川線、多可北条線、加美八千代線が通り、中国自動車道滝野社ICや加西ICと接続しています。

公共交通は、神姫バスの定期路線があり、コミュニティバス（中区から西脇市駅）の運行も行われています。



#### (2) 土地利用

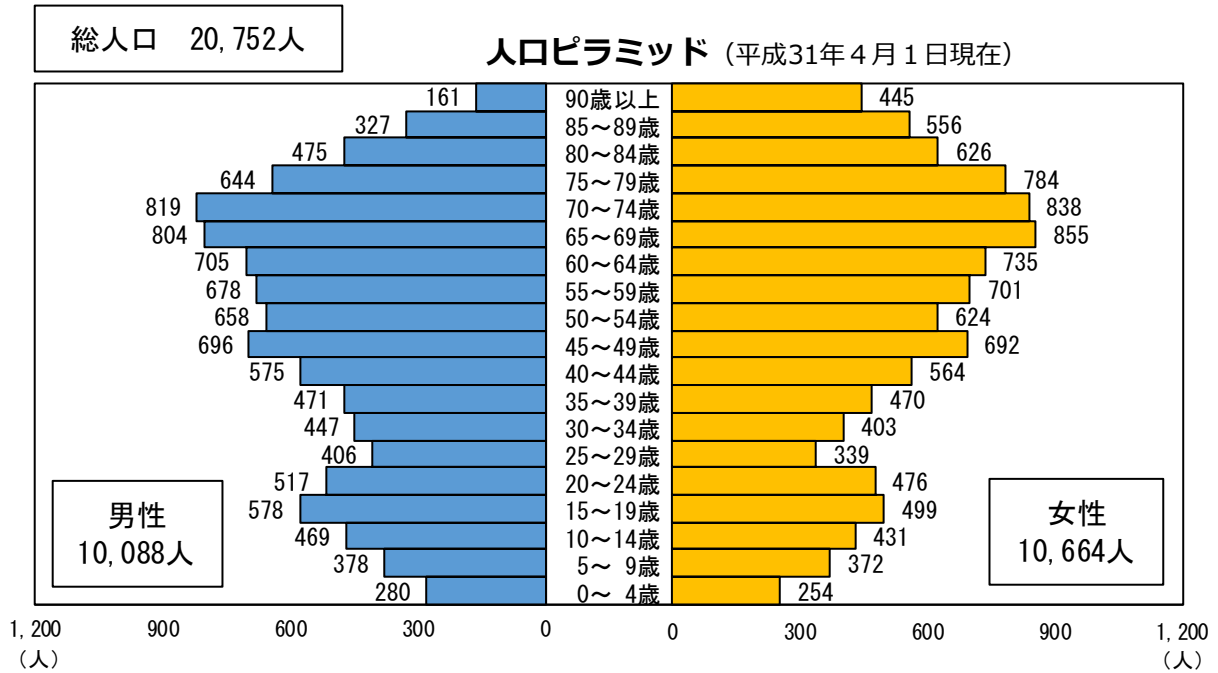
本町の総面積は185.19km<sup>2</sup>で、山林面積が約149km<sup>2</sup>で町全体の約8割を占め、宅地と田畑の割合が約1割となっています。

## 2 統計からみた現状

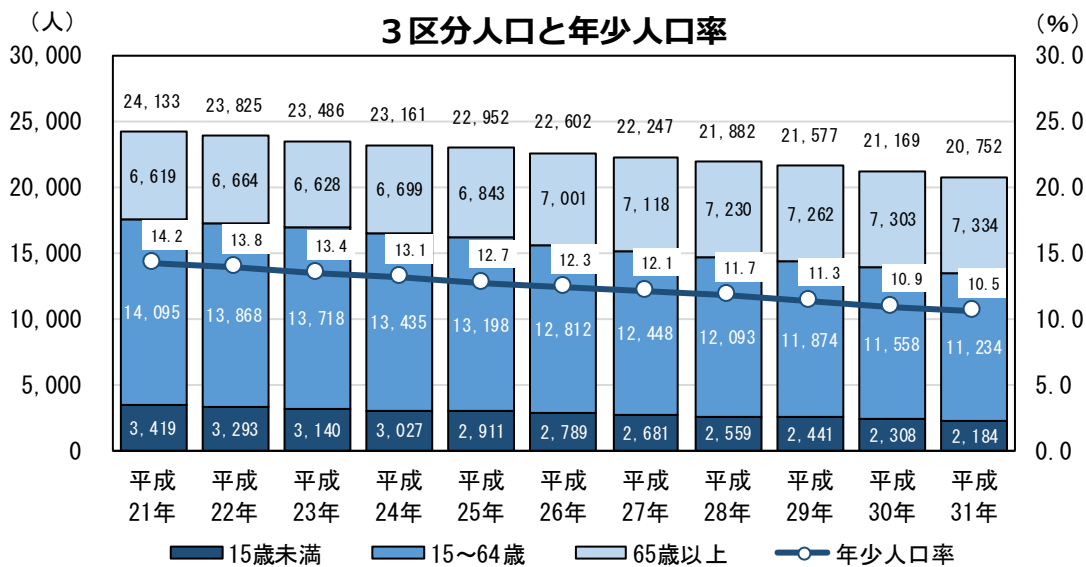
### (1) 総人口と年少人口の推移

本町の人口ピラミッドは、年齢階層別では男女ともに「65～74歳」の階層の人口が多く、「25～29歳」の子育て世代の若者や「0～4歳」の子ども的人口が少ないことがわかります。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、「0～14歳」の年少人口は減少傾向で推移していますが、「65歳以上」の高齢者人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳

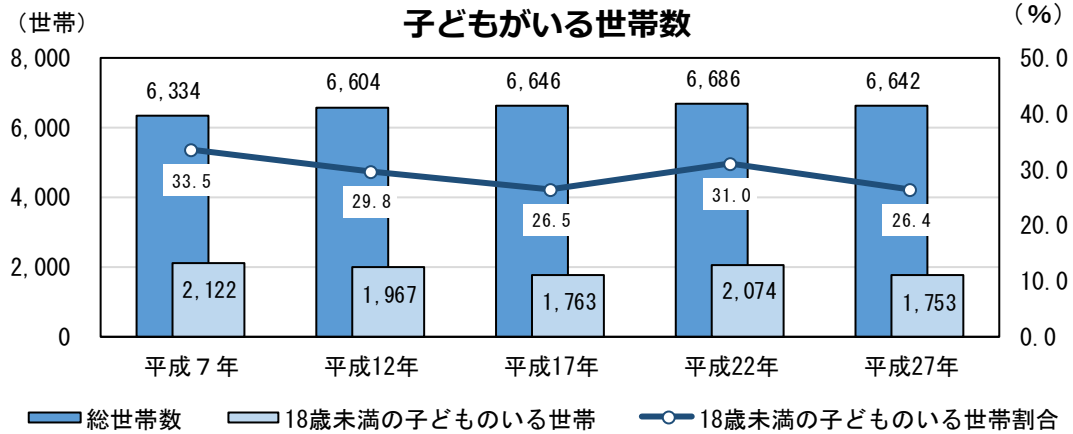


資料：住民基本台帳 (各年4月1日現在)

## (2) 子どもがいる世帯数の推移

総世帯数は人口が減少する一方で、年々増加傾向で推移していましたが、平成22年をピークに減少に転じており、平成27年には6,642世帯となっています。

また、18歳未満の子どものいる世帯は増減を繰り返しており、平成27年には1,753世帯となっています。

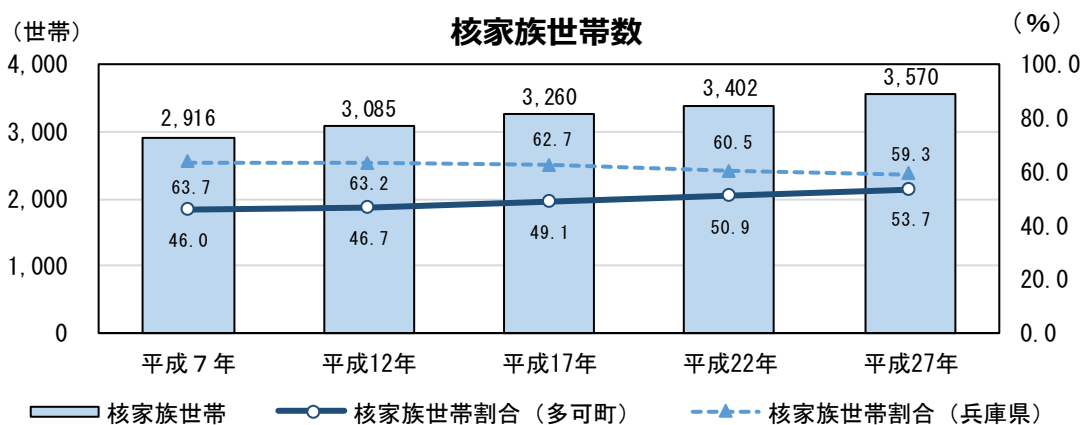


資料：国勢調査

## (3) 核家族世帯数の推移

核家族世帯数は増加傾向で推移しており、平成27年には、総世帯の約6割となる3,570世帯が核家族世帯となっています。

また、核家族世帯割合については、兵庫県を下回る水準で推移しています。

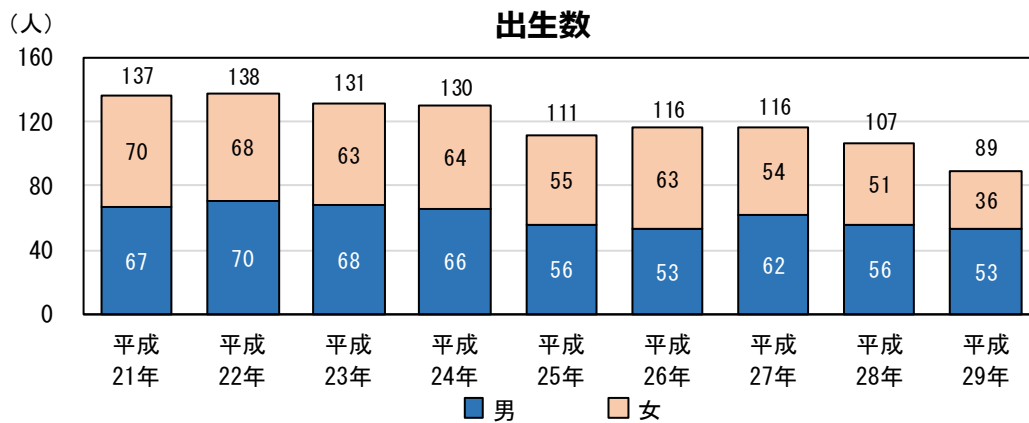


資料：国勢調査

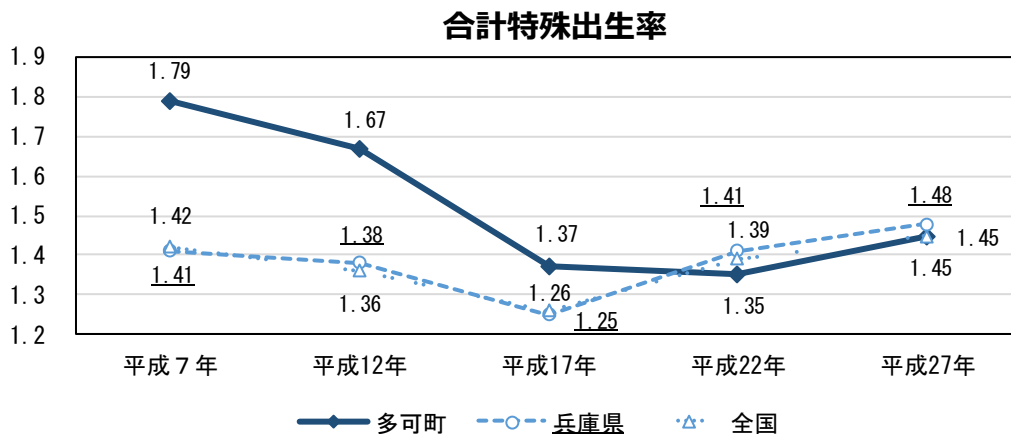
#### (4) 出生の動向

出生数は緩やかな減少となっていましたが、近年急激な減少となっており、平成 29 年には 89 人(男：53 人、女：36 人)となっています。

また、合計特殊出生率については、兵庫県及び全国を上回る水準で推移していましたが、平成 17 年以降は兵庫県及び全国を下回った水準になっており、平成 27 年には 1.45 となっています。



資料：兵庫県統計年報



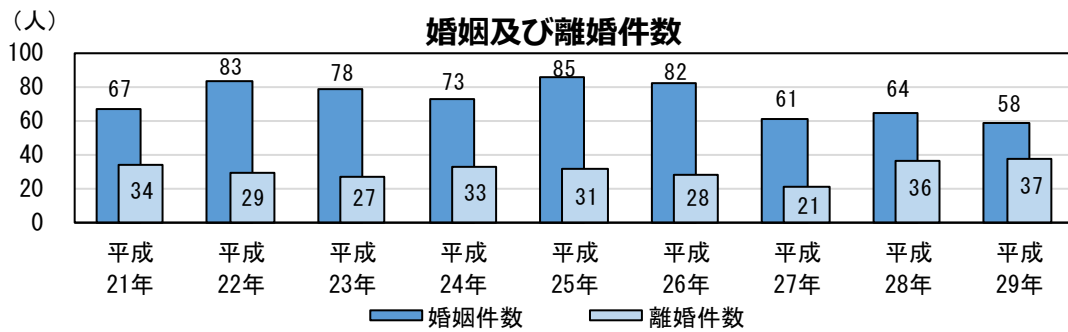
資料：兵庫県統計年報

※合計特殊出生率とは、15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生に産む子どもの数とされています。

## (5) 婚姻と離婚の動向

婚姻件数は緩やかに減少しており、平成 25 年に 85 件であったものが、平成 29 年には 58 件と、4 年間で 27 件の減少となっています。

また、離婚件数は緩やかに増加しており、平成 27 年に 21 件であったものが、平成 29 年には 37 件と、2 年間で 16 件の増加となっています。



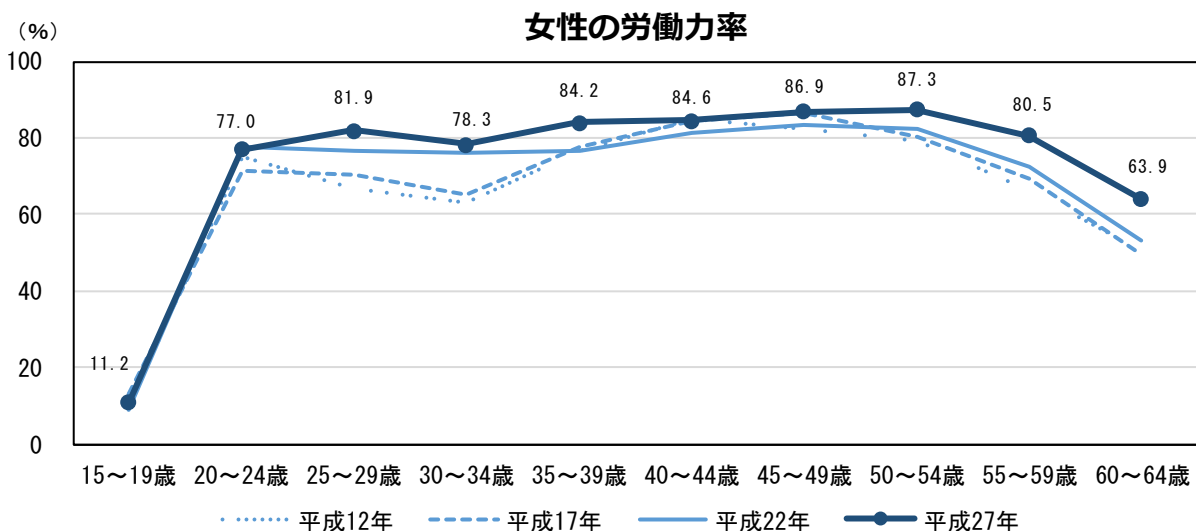
資料：兵庫県統計年報

## (6) 女性の社会進出と育児の課題

一般に、わが国の女性の労働力率（生産年齢人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の比率）は、20 歳代後半から 30 歳代前半に低下し、その後 40 歳代後半まで上昇するという M 字型となる傾向にあります。このことは、多くの女性が 20 歳代後半から 30 歳代にかけて結婚や出産により仕事を中断し、子どもの成長とともに再び仕事に就くことを反映しているためです。

女性の労働力率について、5 歳階級別に平成 12 年と平成 27 年を比較すると、特に 20 歳から 39 歳にかけてのカーブが緩やかになっています。これは、20 歳代後半から 30 歳代の女性の労働市場への進出が進んでいると考えられます。

また、祖母である世代（おおむね 50 歳代以上）の就業率も高まっており、以前に比べ、子育ての経験のある親族（祖母等）から育児などのサポートを受けたり、経験や知識を教わったりする機会の減少につながっているということが考えられます。

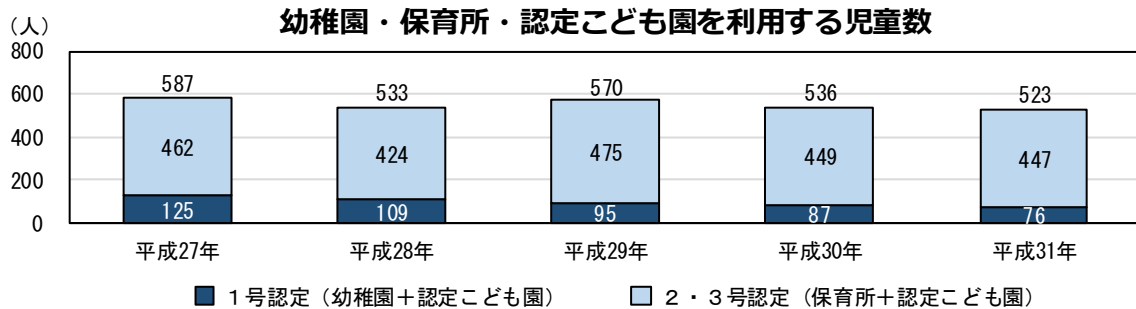


資料：国勢調査

## (7) 就学前児童の保育等の状況の変化

### ① 幼稚園・保育所・認定こども園の状況

幼稚園・保育所・認定こども園を利用する児童数は平成29年以降減少傾向で推移しており、平成31年には523人（1号認定：76人、2・3号認定：447人）となっています。



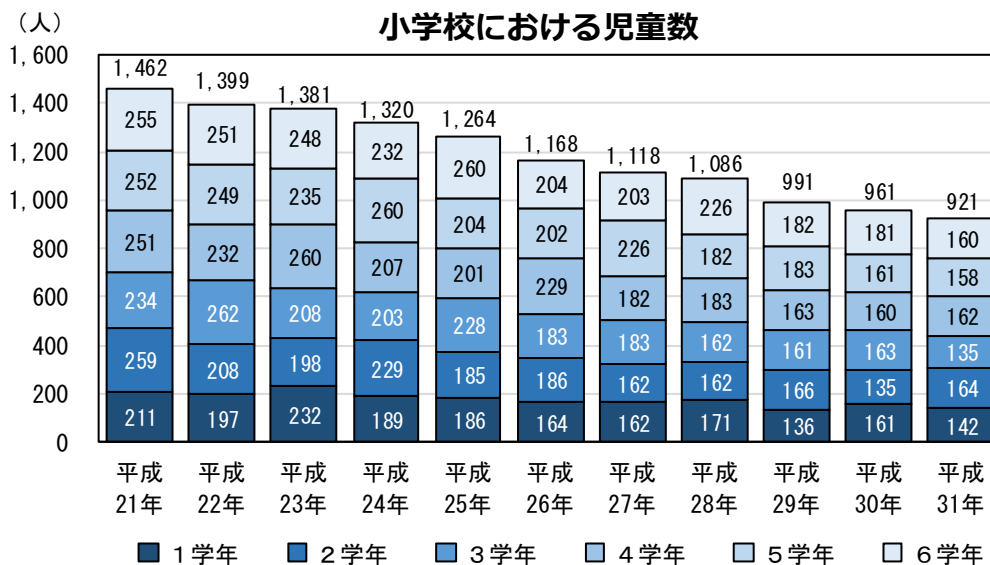
※平成31年は認定こども園、小規模保育事業所

資料：多可町こども未来課（各年5月1日現在）

1号認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合

### ② 小学校の状況

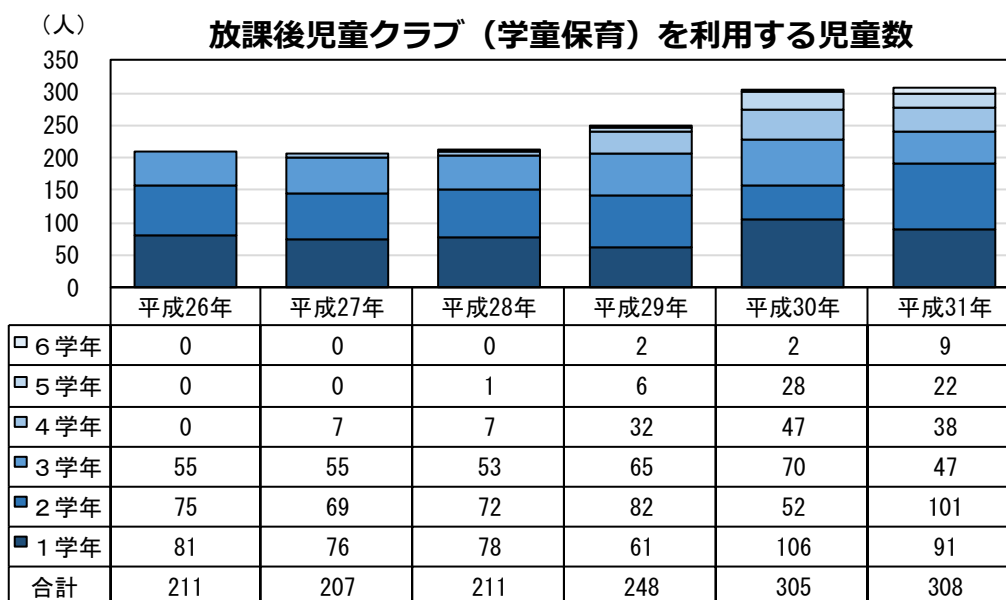
小学校における児童数は減少傾向で推移しており、平成31年には921人（1学年：142人、2学年：164人、3学年：135人、4学年162人、5学年：158人、6学年：160人）となっています。



資料：多可町こども未来課（各年5月1日現在）

### ③放課後児童クラブ（学童保育）の状況

放課後児童クラブ（学童保育）を利用する児童数は平成27年以降増加傾向で推移しており、平成31年には308人（1学年：91人、2学年101人、3学年：47人、4学年：38人、5学年：22人、6学年：9人）となっています。

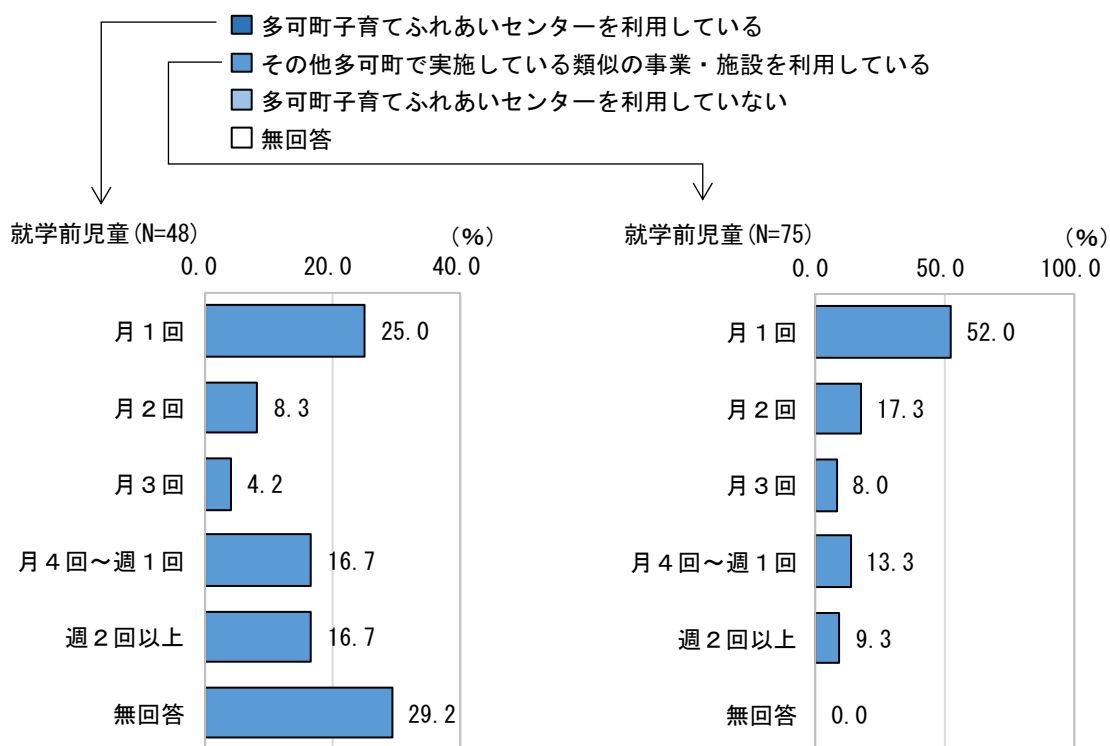
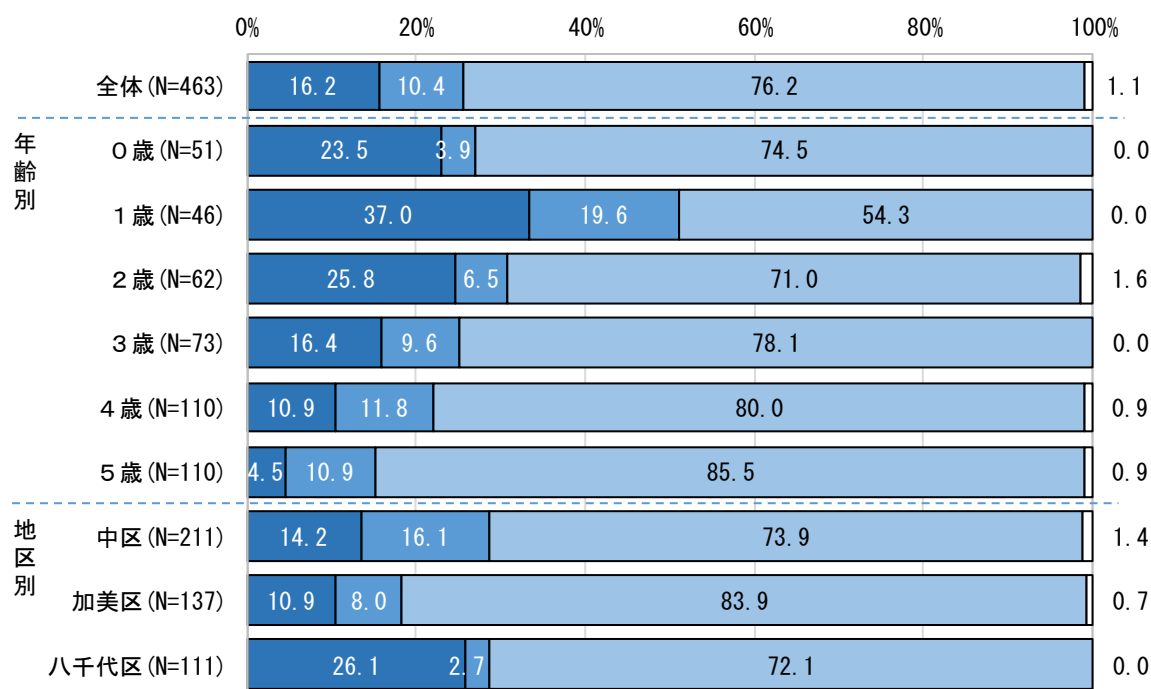


資料：多可町こども未来課

### 3 ニーズ調査からみた現状

#### (1) 多可町子育てふれあいセンターの利用状況

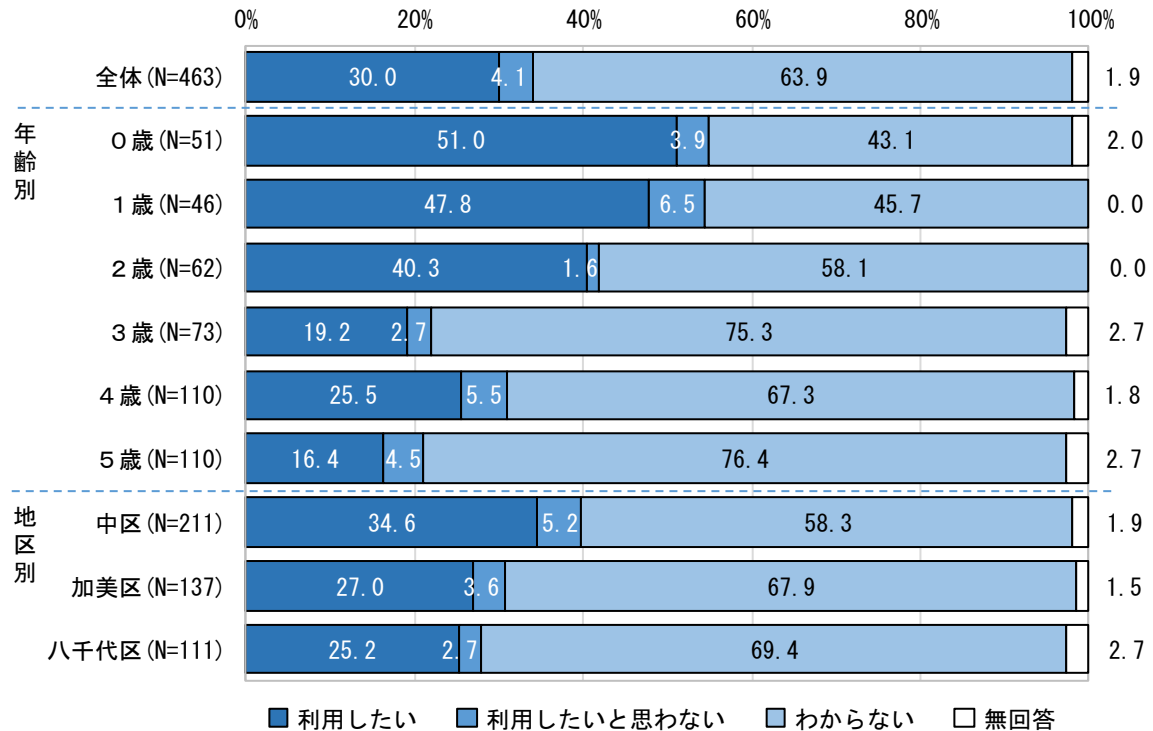
就学前児童の保護者に多可町子育てふれあいセンターの利用状況について聞いたところ、「多可町子育てふれあいセンターを利用している」は 16.2%で、月1回程度の利用が最も多く 52.0%となっています。一方で、「多可町子育てふれあいセンターを利用していない」は 76.2%となっています。





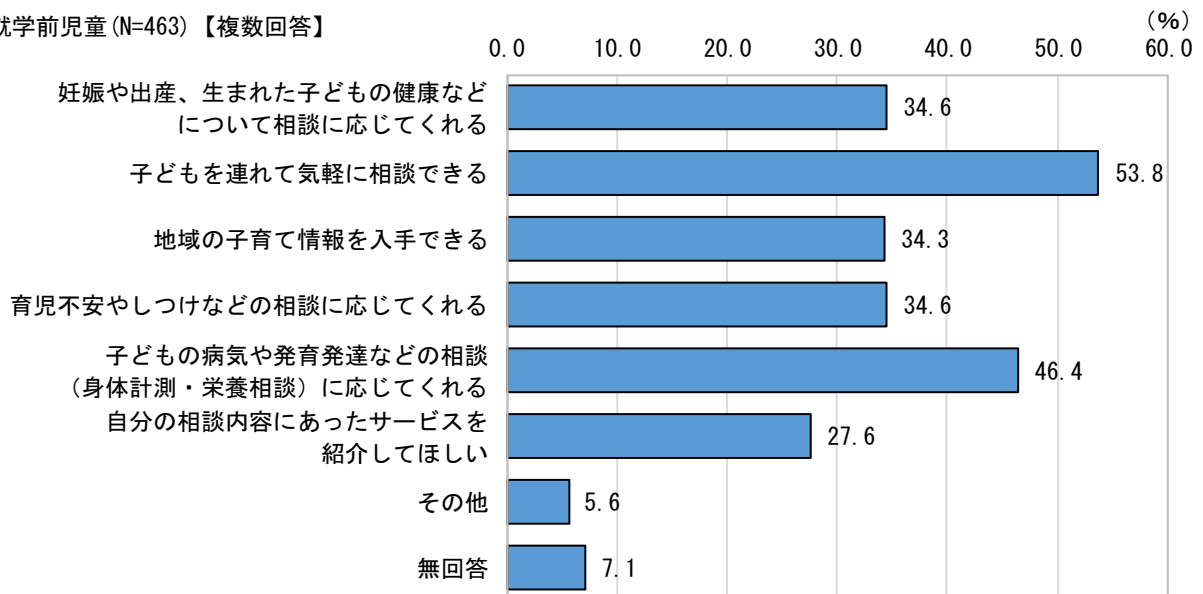
## (2) 子育て世代包括支援センターの利用意向

就学前児童の保護者に子育て世代包括支援センターの利用意向について聞いたところ、「わからない」が最も多く63.9%、次いで「利用したい」が30.0%、「利用したいと思わない」が4.1%となっています。



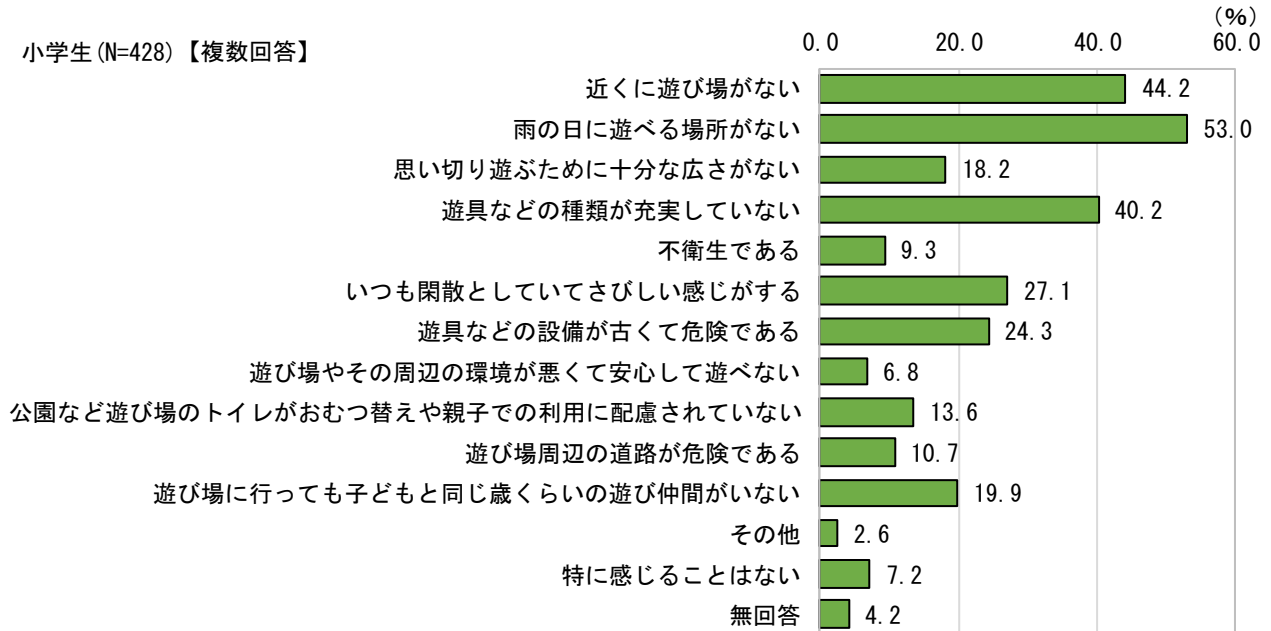
また、子育て世代包括支援センターに期待していることは、「子どもを連れて気軽に相談できる」が最も多く53.8%、次いで「子どもの病気や発育発達などの相談（身体計測・栄養相談）に応じてくれる」が46.4%となっています。

就学前児童 (N=463) 【複数回答】



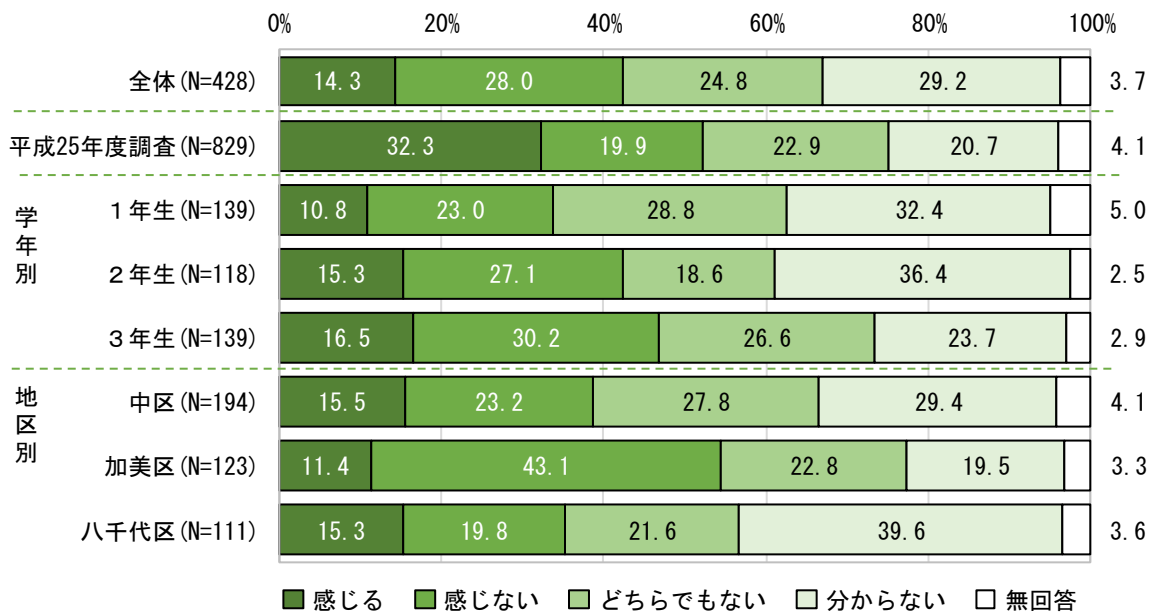
### (3) 居住地の子どもの遊び場について感じること

小学生の保護者が、居住地の子どもの遊び場について感じることは、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く 53.0%、次いで「近くに遊び場がない」が 44.2%、「遊具などの種類が充実していない」が 40.2%となっています。



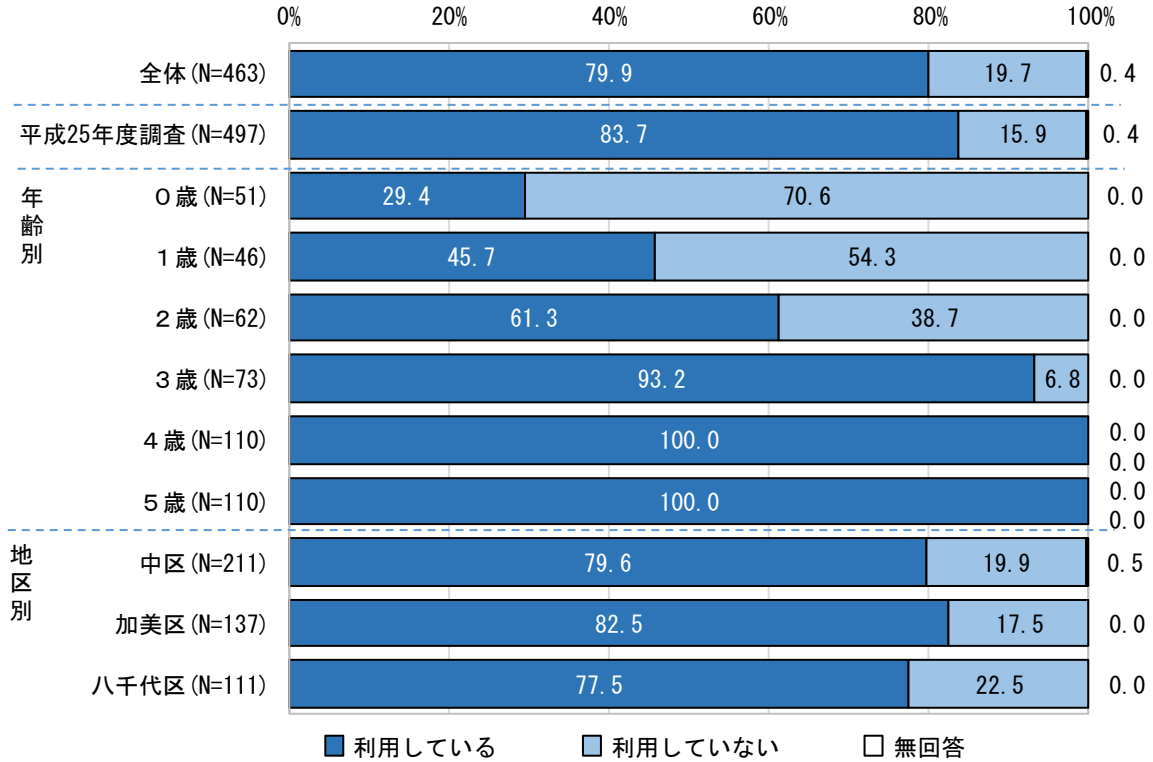
### (4) 居住地で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるか

小学生の保護者が、居住地で子どもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じるかについては、「分からない」が最も多く 29.2%、次いで「感じない」が 28.0%、「どちらでもない」が 24.8%となっています。

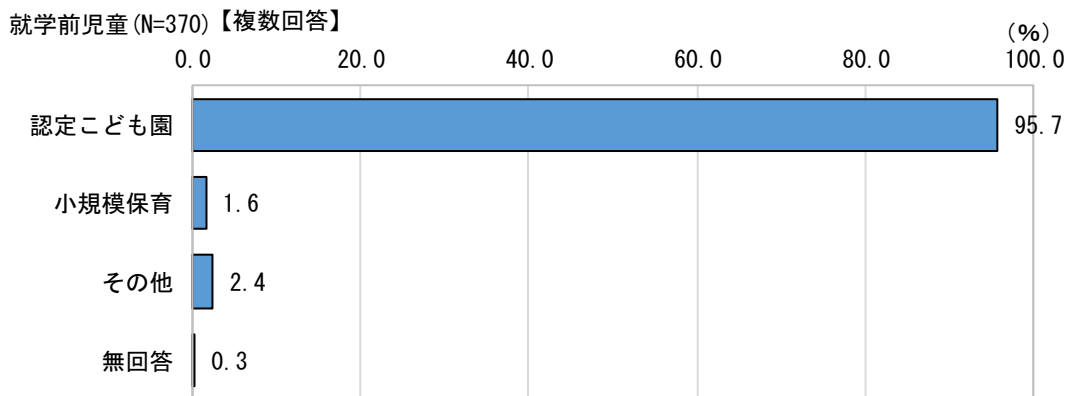


### (5) 平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用状況

就学前児童の保護者に平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等の利用の有無について聞いたところ、「利用している」が79.9%、「利用していない」が19.7%となっています。



また、平日の「定期的な」幼稚園・保育施設等を利用している人に、利用している幼稚園や施設等について聞いたところ、「認定こども園」が最も多く95.7%、次いで「小規模保育」が1.6%となっています。

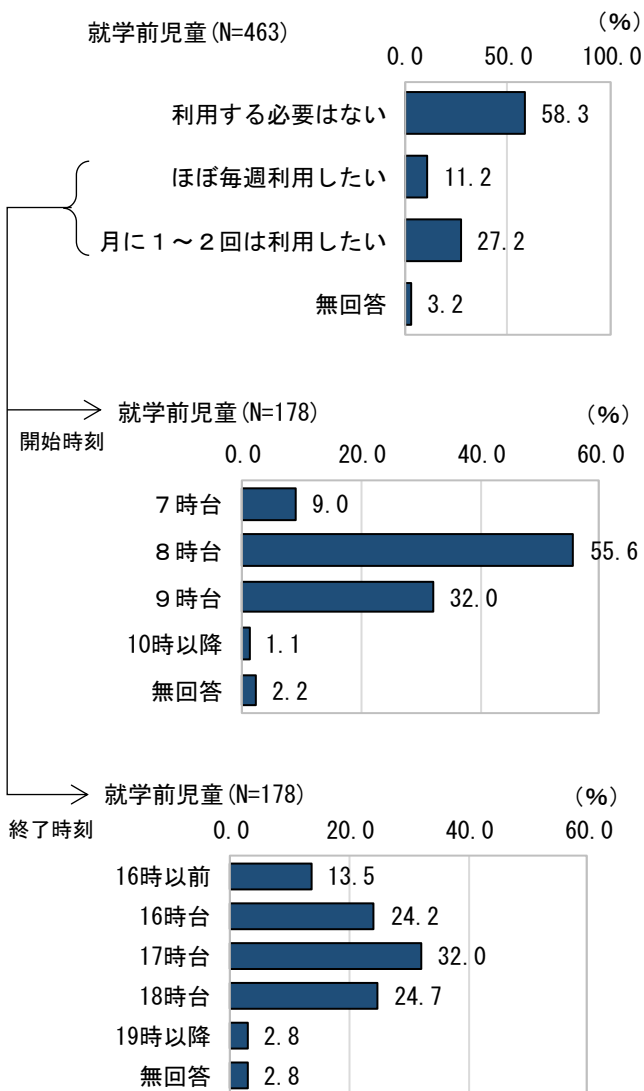


## (6) 土曜日と日曜日・祝日の、定期的な教育・保育事業の利用希望

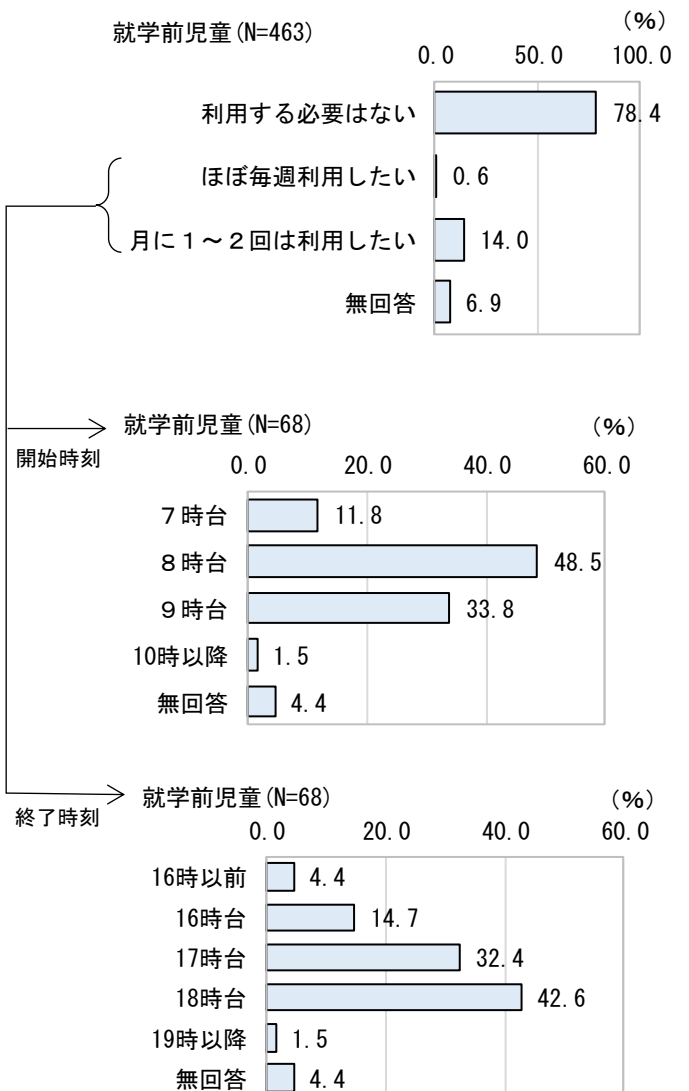
就学前児童の保護者に「定期的な」幼稚園や保育施設等の利用について聞いたところ、土曜日では「利用する必要はない」が最も多く 58.3%、日曜日・祝日では「利用する必要はない」が最も多く 78.4% となっています。

また、「定期的な」幼稚園や保育施設等の利用希望がある人に、利用したい時間帯について聞いたところ、土曜日では、開始時刻は「8時台」が最も多く 55.6%、終了時刻は「17時台」が最も多く 32.0%、日曜日・祝日では、開始時刻は「8時台」が最も多く 48.5%、終了時刻は「18時台」が最も多く 42.6% となっています。

### ①土曜日

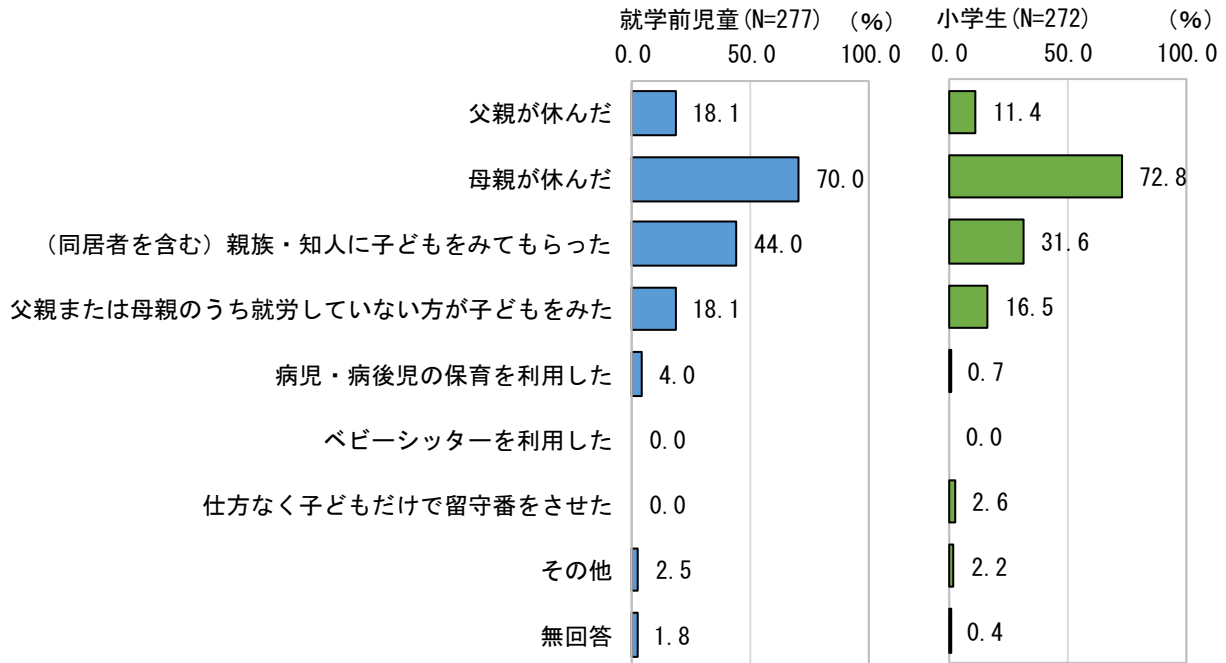


### ②日曜日・祝日



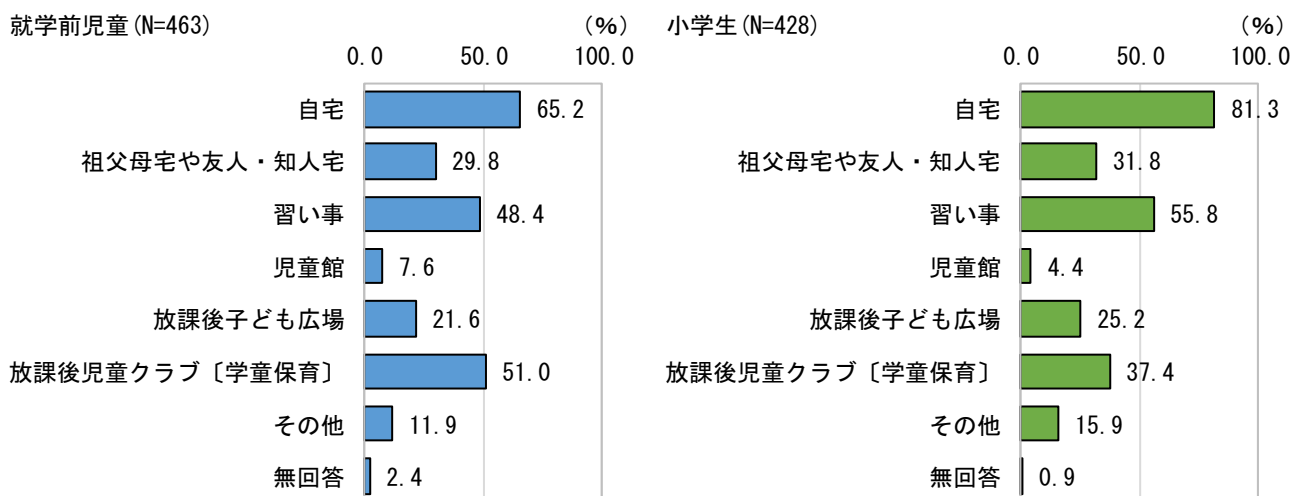
## (7) 子どもが病気やケガをしたときの対応について

子どもが病気やけがで普段利用している幼稚園や保育施設等が利用できなかった場合の、この1年間に行った対処法は、就学前児童では「母親が休んだ」が最も多く 70.0%、小学生でも「母親が休んだ」が最も多く 72.8%となっています。



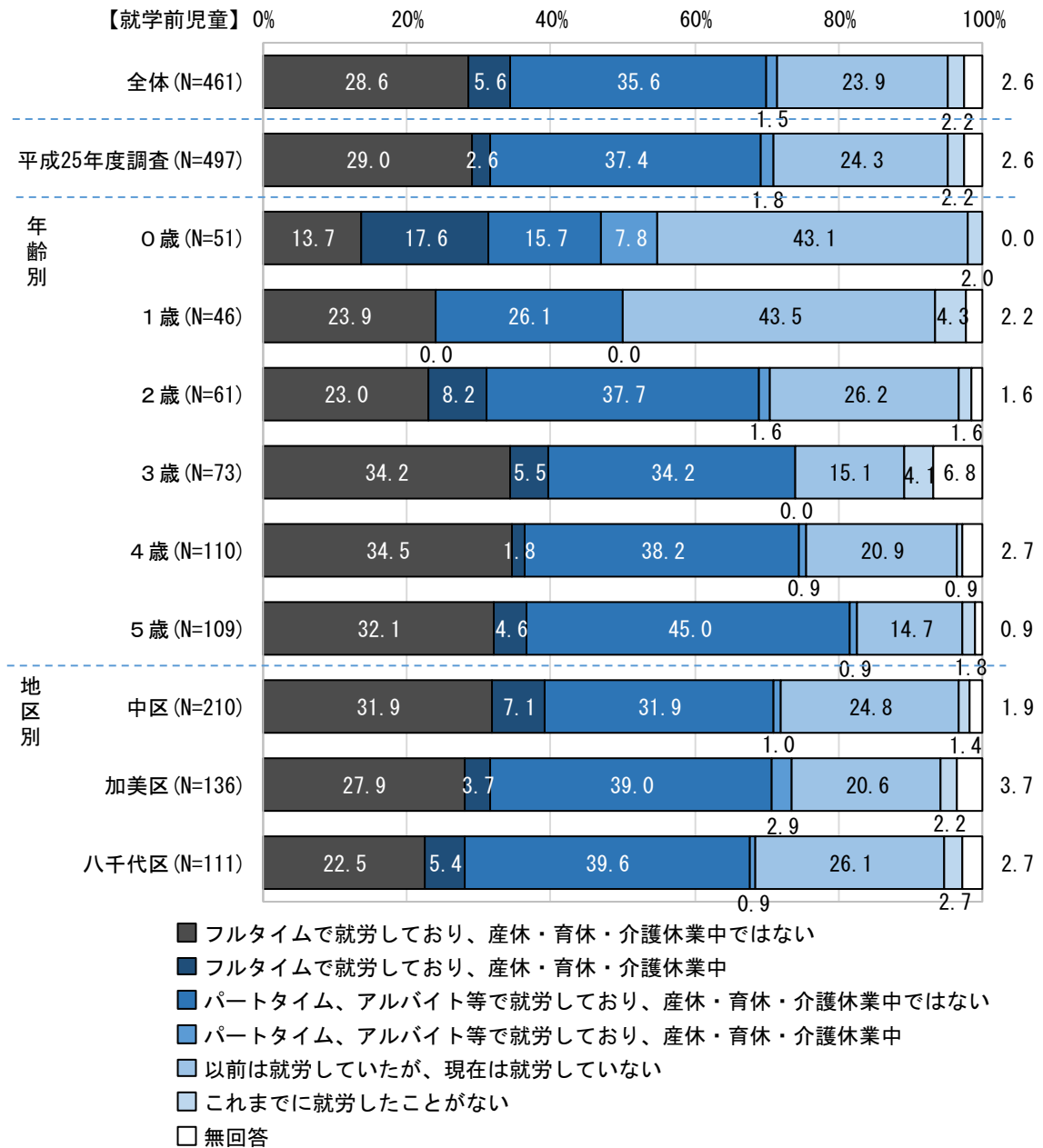
## (8) 小学校での放課後の過ごし方・過ごさせ方の希望

放課後（平日の小学校終了後）を過ごす場所は、就学前児童では「自宅」が最も多く 65.2%、小学生でも「自宅」が最も多く 81.3%となっています。



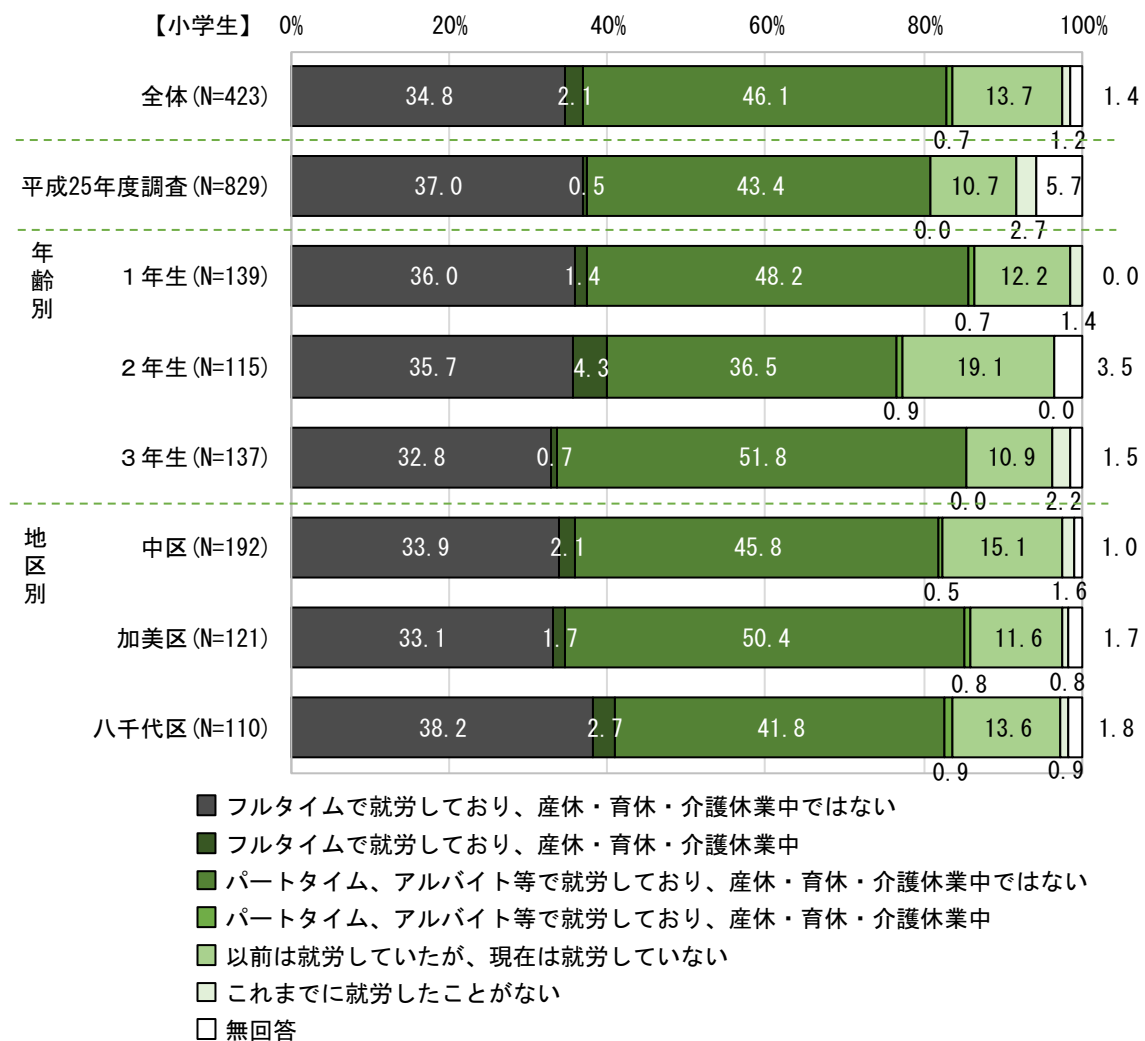
## (9) 母親の就労状況

就学前児童の母親に就労状況について聞いたところ、「パートタイム、アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も多く 35.6%、小学生でも「パートタイム、アルバイト等で就労（産休・育休・介護休業中ではない）」が最も多く 46.1%となっています。



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

※パートタイム、アルバイト等：フルタイム以外の就労



※フルタイム：1週5日程度・1日8時間程度の就労

※パートタイム、アルバイト等：フルタイム以外の就労

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

多可町教育ビジョン（多可町教育大綱）では、基本目標を「明日の多可町を担うところ豊かな人づくり」、重点目標を「ふるさと多可町を愛し、自らの夢や目標に向かってたくましく生きる、ところ豊かな子どもの育成」と「いつでも、どこでも、だれでもいきいき学べる、生涯学習のまちづくり」として、本町の教育を推進しています。

本計画では、多可町教育ビジョンの基本目標を基本理念とし、子ども・子育て支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

## 明日の多可町を担う ところ豊かな人づくり



まちづくりの基礎は、人づくりにあります。これからの時代を担う子どもたちに、確かな学力、人を思いやる豊かな心、健やかな体など、知・徳・体のバランスがとれた「生きる力」を培う教育を、より一層充実させていきます。

また、豊かな自然、温かい人情、良き伝統と文化をもった「ふるさと多可町」を愛し、誇りに思う気持ちを育てていきます。そして「多可町で学んで良かった」、「多可町に住んで良かった」と実感する子どもの育成を目指して取り組んでいきます。



## 2 目指す子ども像

生涯をとおして自立し自らを高め、社会に貢献できる人材育成のための基本指針となる「多可町教育振興基本計画」として策定した「多可町教育ビジョン（多可町教育大綱）」では、本町の目指すべき子ども像として就学前においては「豊かな心を持ち、多可町の自然にふれ、ひたり、主体的に遊ぶ子ども」、就学後においては「ふるさと多可町を愛する子ども」、「夢や目標に向かってたくましく生きる、こころ豊かな子ども」と決めました。



- 幼児期は、情緒的な発達や知的な発達、社会性を涵養<sup>かんよう</sup>するなど、人間としてよりよく生きるための基礎を培う大切な時期です。家庭や地域と認定こども園、保育所等がより一層連携を密にして教育・保育を進めていきます。
- 本町の豊かな自然を活かした取り組みを継続し、自然にふれ、ひたり、そのなかで主体的に遊ぶ子どもを育成していきます。
- 集団生活をとおして、友だちを思いやる心や友だちと協力すること、話を集中して聞けること、自分の思いが言葉で表現できることなどの社会性が身につくよう取り組みます。
- 家庭と協力し、「あいさつ」、「早寝、早起き、朝ごはん」などの基本的な生活習慣が身につくよう取り組みます。

### 3 施策体系

1つの重点目標と5つの基本目標ごとに基本施策と施策の展開を整理します。

#### 基本理念

## 明日の多可町を担うこころ豊かな人づくり

#### 重点目標

子ども・子育て支援事業  
の整備・実施

- (1) 教育・保育事業の提供
- (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供
- (3) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保
- (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

#### 基本目標1

地域における  
子育て・親育て

- (1) 世代間交流の充実
- (2) 体験を通じた学び場の提供
- (3) 地域交流を通じた学び場の提供
- (4) 子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援
- (5) 親教育の場の提供

#### 基本目標2

子どもの健やかな  
育ちを支える環境づくり

- (1) 小児医療等の充実
- (2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援
- (3) 相談支援
- (4) 食育の推進

#### 基本目標3

子どもが安心・安全に  
成長できる環境づくり

- (1) 地域防犯力の向上
- (2) 安全な環境づくりの推進

#### 基本目標4

ワーク・ライフ・バランス  
の推進

- (1) 男女共同参画の啓発
- (2) 仕事と子育ての両立支援

#### 基本目標5

さまざまな家庭の状況に  
応じたきめ細やかな支援  
の推進

- (1) 子どもの人権擁護・児童虐待防止
- (2) 障がいのある子どもと家庭への支援
- (3) 家庭の経済状況等に関わらず、子どもが健やかに育つための支援

# 第4章

## 施策の展開

### 《重点目標》 子ども・子育て支援事業の整備・実施

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、その区域ごとに、令和2年度から令和6年度までの5年間の利用ニーズ（＝「量の見込み」）、町として提供する「確保の内容」、またその「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案するとともに、地域の実状に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域を定めることとなっており、本町においては、町内のニーズを柔軟に把握、吸収し、さらに提供体制が整えられるよう、区域を1圏域（全町）とします。

1圏域のもとで「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」は、以下の「子ども・子育て支援給付」の対象となっている教育・保育事業及び「地域子ども・子育て支援事業」の対象となっている13の事業に関して定めます。

### 子育て支援の「給付」と事業の全体像

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<b>施設型給付</b>	①利用者支援事業
認定こども園	②地域子育て支援拠点事業
幼稚園	③妊婦健康診査
保育所	④乳児家庭全戸訪問事業
<b>地域型保育給付</b>	⑤養育支援訪問事業
小規模保育 《定員は6人以上19人以下》	⑥子育て短期支援事業
家庭的保育 《保育者の居宅等において保育を行う》 《定員は5人以下》	⑦ファミリー・サポート・センター事業
居宅訪問型保育 《子どもの居宅等において保育を行う》	⑧一時預かり事業
事業所内保育 《事業所内の施設等において保育を行う》	⑨延長保育事業
<b>児童手当</b>	⑩病児・病後児保育事業
	⑪放課後児童クラブ事業
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## (1) 教育・保育事業の提供

### ①教育・保育の量の確保

#### 現状と課題

本町の教育・保育事業は、中区では「みどりこども園」、「あさかこども園」、「四恩こども園」、加美区では「キッズランドかみ」、八千代区では「キッズランドやちよ」で担うことになります。

また、八千代区では「ちびっこランドらくえん（小規模保育事業）」も実施しています。

#### 取り組みと方向性

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望をふまえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の保育の利用実績等を基に保育ニーズを推計しました。

児童人口推計をもとに、必要な保育量を確保する中で、施設の最適化を図るとともに、保育ニーズを充足するためのこれまでの施策を推進することで、令和6年度末を目標年次として教育・保育の場の提供と量の確保を図ります。

認定区分	対象者	対象施設・事業
1号	子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	認定こども園、幼稚園
2号	子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所
3号	子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望	認定こども園、保育所、地域型保育事業

(単位：人)

		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり
①量の見込み		92	276	148	83	250	149	76	228	149
②確保方策	認定こども園	95	276	157	95	275	157	95	275	157
	小規模保育	0	0	7	0	0	7	0	0	7
②-①差引		3	0	16	12	25	15	19	47	15
		令和5年度			令和6年度					
		1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり	1号 3-5歳 教育のみ	2号 3-5歳 保育の必要性あり	3号 0-2歳 保育の必要性あり			
①量の見込み		66	198	144	66	198	139			
②確保方策	認定こども園	95	275	157	95	275	157			
	小規模保育	0	0	7	0	0	7			
②-①差引		29	77	20	29	77	25			

## ②教育・保育の質の向上

就学前施設では、次のことに配慮し、年齢に応じて必要な教育・保育を実施します。

### ●内容

- ・乳幼児が長時間でも安全に安心して生活できる場であり、乳幼児のそれぞれの発達段階に則した生活が最優先で保障されること。
- ・多様な人や地域、さらには豊かな自然との関わりが体験できる場であること。
- ・0～5歳児までが一貫した教育・保育の内容で生活が展開されること。
- ・認定こども園と小学校がそれぞれ連携することで、就学時にスムーズに移行できるようにすること。

### ●環境

- ・身体を十分に動かして、のびのびと遊ぶ楽しさが味わえるよう、施設・設備・遊具等が十分かつ安全であること。
- ・遊びの楽しさが十分に味わえるような教育・保育環境が整えられていること。
- ・小動物とのふれあう環境が整えられていること。
- ・保育士等との温かい信頼関係のもとで異年齢の交流や地域の人との交流ができる環境が整えられていること。
- ・特別な支援が必要な子どもについて、個々に応じた配慮がされていること。

### ●体制

- ・乳幼児が長時間生活する場であることを見通し、教育・保育の担当者同士の共通理解を重視した運営体制がとられていること。
- ・保育士等が乳幼児の理解を深め、教育・保育の充実を図るために研修が保障されていること。

### **取り組みと方向性**

○子どもと深くかかわる幼稚園教諭、保育士等の職員配置を適切に行うことで、子どもの安心・安全、健全な育成へとつながります。町で定めた基準のもとで子どもたちの教育・保育が行われるよう努めます。

○保育士等の確保を支援するために、町と町保育協会が協力して保育士就職フェアを開催します。また、幼児教育・保育の一層の充実を図るため、幼児教育研修事業及び保育士等キャリアアップ研修事業を継続し、より専門性の高い保育士等を育成します。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供

### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業であり、事業類型として、基本型、特定型、母子保健型があります。

※基本型：子育て家庭から日常的に相談を受け、個別のニーズを把握し、子育て支援事業や保育所等にあたっての助言・支援を行うほか、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりなどを行う。

※特定型：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種のサービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

※母子保健型：保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、母子保健サービス等の情報提供や関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。

### 現状と課題

子育てに関する様々な相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないサポートをするための総合窓口として子育て世代包括支援センター（母子保健型）を、平成30年11月1日から健康課に設置しました。本町では同センターの愛称を「アスパルきっず」としています。

### 取り組みと方向性

情報提供や相談の窓口として1か所設置していますが、ニーズ調査では「子どもを連れて気軽に相談できる」意向が多いことを踏まえ、令和2年度から基本型を新たに設置します。



	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
確保方策	か所	2	2	2	2	2
	基本型	か所	1	1	1	1
	特定型	か所	0	0	0	0
	母子保健型	か所	1	1	1	1



## ②地域子育て支援拠点事業

親や子ども同士がふれあうことのできる場所を提供し、育児についての情報交換や気軽に相談できる環境を築くことで、子育て不安の解消や遊びを通じた子どもの豊かな情緒を育てる事業です。

### 現状と課題

乳幼児を持つ親子が、気軽に集い交流を図ることで、情報交換や気分転換、育児の悩みや疲れを緩和することができています。

ニーズ調査時点では、子育てふれあいセンターを利用していない方が76.2%となっていました。平成31年4月から活動拠点を中区へ移転後は、特に自由来館での利用が、4月～12月までの平均を比べると273人から518人と大きく増えています。さらに多くの親子の交流や情報交換の場となるよう、事業の周知を図る必要があります。

### 取り組みと方向性

乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図り、育児相談ができる場を設置し、子育てに対する負担感の緩和、社会的孤立の解消などを図ります。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	12,900	12,900	12,750	12,293	11,838
確保方策	か所	1	1	1	1	1

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 現状と課題

妊娠届出の際、受診に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えています。県内外の実施状況を参考にし、費用額及び実施方法等の見直し等、母子の健康支援について検討が必要です。

#### 取り組みと方向性

妊婦健康診査費用にかかる負担軽減を行い、定期的に妊婦健康診査を受ける機会をつくり、妊婦と胎児の健康管理に努めます。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	86	83	80	77	74
	回	925	890	856	824	793
確保方策	人	86	83	80	77	74

※実施場所：各医療機関、実施時期：随時

※単位の「回」とは健診回数のことです。



#### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、身体計測や様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を図る事業です。

##### 現状と課題

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを軽減するため、子育て支援に関する情報提供等を行っています。母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につないでいます。

##### 取り組みと方向性

生後4か月になるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問し、不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけます。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	125	121	116	112	107
確保方策	人	125	121	116	112	107

※実施機関：多可町健康課

## ⑤ 養育支援訪問事業

継続して養育に関する支援が必要と判断した家庭に訪問し指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。

### 現状と課題

養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師等の専門職が訪問し、専門的相談支援又は育児家事援助を行っています。対象家庭の早期把握と支援に努める必要があります。

### 取り組みと方向性

子どもの養育について支援が必要な家庭に、過重な負担がかかる前の段階で、保健師、ヘルパーの訪問による支援を実施し、安定した子どもの養育を支援します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人	39	37	36	34	33
確保方策	人	39	37	36	34	33

※実施体制：2人、実施機関：多可町こども未来課、委託団体等：多可町社会福祉協議会

## ⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 現状と課題

保護者の病気その他の理由で、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合には、速やかに宿泊を伴った一時預かりを行います。現在、町内に児童養護施設等がないため、町外の施設を利用しているのが現状です。

### 取り組みと方向性

今後、既存事業や施設の活用を含め、県立施設や広域利用可能施設での対応を検討します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	42	40	38	36	34
確保方策	人日	42	40	38	36	34

※実施体制：2人、実施機関：多可町こども未来課、委託団体等：8か所

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）のことです。

## ⑦ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と、子育ての援助をしたい人（まかせて会員）が登録し、お互いに助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。

### 現状と課題

ニーズ調査では「子どもを一時的に預けられるところがほしい」が行政への要望の中で最も多くなっています。

認定こども園等では一時預かり事業、おひさまにここクリニックでは病児保育を行っていますが、いずれも定員や利用時間、年齢に制限があり、送迎サービスもないため、家族が病気や急な用事が入り預けたいときに、預けることができないのが現状となっています。

### 取り組みと方向性

多様化する保育ニーズに対応できるよう取り組んでいくとともに、制度の周知方法を検討し、依頼者、支援者双方の拡大を図ります。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	50	120	140	170	200
確保方策	人日	50	120	140	170	200

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×利用日（延べ人数）のことです。

## ⑧一時預かり事業

保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、主に昼間に子どもを認定こども園等で一時的に預かる事業です。

### 現状と課題

一時預かり事業（一般型）については、町内すべての認定こども園（5園）及び小規模保育事業所（1園）、一時預かり事業（幼稚園型）については、町内すべての認定こども園（5園）で実施しています。

一時預かり事業（一般型）については、近年、0～2歳の低年齢児の預かり希望が多くなってきています。各園とも保育士等の確保に努め、概ね保護者の希望どおり預かっています。一時預かり事業（幼稚園型）についても利用する子どもが年々増加していますが、保護者の希望どおり預かっています。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、一時預かり事業（幼稚園型）で預かる子どもがこれまでより増加することが予想され、その際に従事する保育士等の確保が課題となってきます。

### 取り組みと方向性

保護者の就労や疾病のほか、リフレッシュ、園児同士の交流など、多様化するニーズに対応します。

#### ⑧-1 一時預かり事業（一般型）

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	361	341	322	294	289
確保方策	人日	361	341	322	294	289
	か所	6	6	6	6	6

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

#### ⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型）

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	3,199	2,983	2,802	2,567	2,567
確保方策	人日	3,199	2,983	2,802	2,567	2,567
	か所	5	5	5	5	5

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

※主な対象は、認定こども園の1号認定の園児。園児以外の子どもについては、一時預かり事業（一般型）による対応となる。

## ⑨延長保育事業

保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

### 現状と課題

町内のすべての認定こども園（5園）及び小規模保育事業所（1園）で実施しています。

現在、各園で延長保育に従事するための保育士等を確保し、スムーズな事業実施を行っています。

今後、長時間勤務される保護者が増え、延長保育を利用する子どもが増えた場合、従事する保育士等の確保が課題となってきます。

### 取り組みと方向性

7時半から19時までの保育時間とし、すべての認定こども園及び小規模保育事業所で実施します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	1,234	1,147	1,066	966	966
確保方策	人日	1,234	1,147	1,066	966	966
	か所	6	6	6	6	6

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

## ⑩ 病児・病後児保育事業

病氣中または病気の回復期にある子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室で看護師・保育士等が一時的に預かる事業です。

### 現状と課題

病児保育事業については、平成 30 年度から国庫補助事業の認可を受け、利用者も増加しています。

病後児保育事業については、1 か所の事業が廃止されたことにより、本町で病後児保育を実施している事業所がない状況となっており、事業所の確保が今後の課題です。

### 取り組みと方向性

病児保育を「おひさまにここクリニック」（1日あたりの利用定員2名）で実施します。

	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
量の見込み	人日	73	69	65	60	58
確保方策	人日	73	69	65	60	58
	か所	1	1	1	1	1

※単位の「人日」とは1日あたりの利用者数×開設日（延べ人数）のことです。

## ⑪放課後児童クラブ事業

保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

### 現状と課題

小学生における学童保育の利用ニーズは、年々増加していきます。

平成 29 年度から対象年齢を拡大し、保護者等が就労などで、家庭内で保育できない等の理由で学童保育の利用を希望する場合、全学年の児童を受け入れています。しかし、低学年の児童の受け入れが優先されるため一部の学童保育施設では、施設の面積確保などの理由から、長期休暇のみ利用を希望する高学年の児童の受け入れが難しい状況になっています。

### 取り組みと方向性

昼間、保護者等が就労等により家庭にいない小学生で保育の必要性がある家庭等の児童と認定されれば、各学年とも可能な限り受け入れていく方向で、小学校低学年から確保数を増やしていき、入所できるように努めていきます。

施設の面積要件の確保については、小学校の空教室の利用を含め今後検討します。また支援員等については、各施設の必要人員を確保し、積極的に研修等に参加することで、これまで以上に専門性を生かした保育を行っていきます。

	単位	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
量の見込み	人	283	269	254	252	216
	1 年生	90	83	78	86	59
	2 年生	88	85	79	74	81
	3 年生	58	51	49	46	43
	4 年生	26	31	28	27	15
	5 年生	16	14	16	14	14
	6 年生	5	5	4	5	4
確保方策	人	283	269	260	260	260
	か所	5	5	5	5	5



多可町「新・放課後子ども総合プラン」

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう環境の整備をすすめているところです。

これまでの進捗状況を踏まえ、放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、国は平成30年に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした「放課後児童クラブ及び放課後子供教室」の計画的な整備等を目標としたところです。

本町においても、すべての児童の安心・安全な居場所づくりの観点から、引き続き、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を計画的に整備することが求められており、次の通り行動計画を定めました。

市町村が取り組むべき項目	多可町の方針
放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	P34 参照
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量及び実施計画	町内5か所すべての施設での一体的な実施を目指します。令和6年度では計216名を見込んでいます。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	放課後児童クラブの充実を図り、安心・安全な放課後等の居場所の確保に努めます。また、放課後児童クラブ参加児童が放課後子供教室にも参加できるように双方が連携を図れるような体制づくりを行います。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策	小学校の空き教室の活用については、学校教育に支障のない範囲で、学校施設（主に運動場や体育館）の開放を進めることで対応します。
放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	放課後児童クラブ、放課後子供教室ともに教育委員会が管轄しています。両事業の実施については、学校との調整が不可欠であるため積極的に連携し情報共有を行います。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や、受け入れに必要な加配職員の配置などの体制を充実し、児童が安心して過ごすことができるよう対応していきます。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	共働き家庭や多様化する保護者の就労形態等の実情を踏まえ、長期休暇等の開始時間を午前7時30分とし、閉所時間を午後7時としています。
各放課後児童クラブが、「新・放課後子ども総合プラン」に記載された放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	放課後児童クラブは、放課後児童支援員等による基本的な生活習慣や異年齢児童などとの関わりを通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」、「生活の場」であるため、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等の向上を図っていきます。
「新・放課後子ども総合プラン」に掲げた放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	保護者や学校等と積極的に情報共有をおこなうとともに、地域行事等への参加を通じて児童が地域住民と触れ合うことができる体制づくりを目指します。

### ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加に係る実費負担の全部又は一部を助成する事業です。

### ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

幼児期の教育・保育施設への民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。

その他町内における取り組みとして、「森のようちえん」では、園舎をもたず、自然環境のなかで幼児教育と保育を行っており、通年で週3回以上実施しています。

## (3) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、子どもの視点に立ち、子どもの権利と発達を保障し、良質かつ適切な内容及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めています。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援を検討します。

## (4) 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたり、子ども・子育て支援法第60条第1項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画で、「子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」とされました。

本町では、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、町内外の教育・保育施設と協働し適切な給付を実施します。

## 〈基本目標 1〉 地域における子育て・親育て

### (1) 世代間交流の充実

#### 現状と課題

- 近年、核家族化や地域との連帯感の希薄化により、世代間の交流が疎遠なものになっています。そのため子どもが地域の大人やお年寄りから知識や経験を学ぶ機会が減少するとともに、親や地域から代々受け継がれてきた文化の伝承も難しくなっています。
- 本町では、小中学校や認定こども園、児童館、子育てふれあいセンターにおいて、保護者や高齢者などとの世代間交流の促進を図っています。また、学校園では定期的にオープンスクールを実施したり、地域人材をゲストティーチャーとして招へいしたりすることを通して、地域との交流を進めています。
- 八千代小学校では平成 29 年度より「コミュニティ・スクール」として、学校、家庭、地域が連携・協働して、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、児童や学校、地域等が抱える課題を地域ぐるみで解決することや、地域コミュニティ等の活性化を図ることを目的として活動しています。今後はコミュニティ・スクールを地域に根付かせ、より多くの方が参画できる事業となるように検討が必要です。

#### 取り組みと方向性

- 子育て家庭がより身近な場所で気軽に相談や交流ができる環境を整備するとともに、親子のつながりがより一層広がるよう事業内容の充実を図ります。

事業	内容	担当課
地域住民との交流事業	認定こども園等や児童館、子育てふれあいセンターにおいて、地域の高齢者や子育て中の保護者、中高生など、老若男女の多世代間交流を実施します。	こども未来課
地域に開かれた学校づくりの推進	オープンスクール、学校の積極的な情報発信や地域の方をゲストティーチャーとして招へいするなど、地域との信頼関係を高めます。	学校教育課
地域とともにある学校づくり	コミュニティ・スクールを各小中学校に導入し、地域学校協働活動を推進することで、地域の力を最大限に引き出し、「地域とともにある学校づくり」を進めます。	学校教育課 こども未来課

## (2) 体験を通じた学びの場の提供

### 現状と課題

○子どもたちが、お年寄りや乳幼児をはじめ、多様な人とふれあうことや自然と親しむことなどの体験が少なくなっている現在、学校や認定こども園、地域社会での様々な体験や交流を通じて、子どもたちに社会性や協調性等を身につけさせる必要があります。

○本町では、小中学校や認定こども園をはじめ、児童館や子育てふれあいセンターなどにおいて様々な体験活動を実施しています。青少年体験活動事業では、「なつチャレ」と称して、小学生を対象に夏季休業中に体験活動プログラムを実施しています。どのプログラムも多くの子どもが希望する魅力ある活動になっています。今後も一層内容の充実を図っていきます。また、小中学生が乳幼児やその親との交流体験を通して、子育てへの親しみや親の思いなどを知り、自分を見つめる機会となっています。

### 取り組みと方向性

○地域社会での体験活動や交流などを通して、子どもたちが社会性を育み、生きる力の基礎を培えるよう支援します。

○命の尊さを学ぶとともに、子どもたちの自尊感情を育みます。

事業名	事業内容	担当課
家族・家庭のあり方と子どもの成長を考える教育の推進	出産・子育てについて学び、自分の成長と家族、家庭と家族関係、幼児の生活と家族について考える機会を提供します。 家庭の日の啓発や、地域家庭教育支援事業を通して、親子のふれあいや絆を深め、家庭のあり方や子どもの自己有用感を育みます。	こども未来課 学校教育課
地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	他者と協力、協働して社会に参画する態度や自ら考え主体的に行動し問題解決する能力を育成します。また、多様な社会体験活動を通じ、生徒のキャリア発達を支援します。	学校教育課
自然学校推進事業	長期宿泊体験をとおして自分で考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成します。	学校教育課
ハートフルスクール事業	夏季休業中の生徒を対象に体験的な人権学習プログラムを実施し、様々な人権問題について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付ける機会を提供します。	こども未来課
青少年体験活動事業 (なつチャレ)	夏季休業中の児童を対象に、多様な生活体験、社会体験、自然体験等、体験活動の場を提供します。	こども未来課

### (3) 地域交流を通じた学びの場の提供

#### 現状と課題

- 次代を担う子どもが心豊かで健やかに育つためには、学校や認定こども園、家庭、地域、関係機関が連携を図り、一体となって、子どもが安心して活動できる環境づくりをしていくことが求められています。
- 本町では、幼児から中学生までが地域との関わりが一層深めることができるよう、児童館と子育てふれあいセンターが合同で「たかっこフェスティバル」を開催したり、中学生と消防団の交流活動（スクラム・ハート）を実施したりしています。
- 学校園では、平成25年に制作した敬老のうた「きっとありがとう」を歌ったり、演奏したりして子どもたちに、高齢者を敬う優しい心を培っています。

#### 取り組みと方向性

- 子どもたちは、地域との関わりの中で成長します。家庭・学校・職場・地域の人たちなど、多くの人々が子どもたちの成長、子育てに関わり、地域全体で子育てをする社会を目指します。
- 子どもたちが安全で安心して遊んだり、学んだりできる地域の環境づくりを推進します。
- 「敬老の日発祥のまち」として、全国に向けて「敬老精神」を発信していきます。

事業名	事業内容	担当課
児童館事業	児童の健康増進と情操を豊かにするために、わくわく体験教室、おもしろ理科教室や子ども教室など、健全な遊びの場を提供します。	こども未来課
放課後子ども広場事業 (放課後子供教室)	放課後の小学校の運動場等を利用し、子どもたちの放課後における安心・安全な遊びの場を提供します。	こども未来課
あったかわくわく 子ども教室	子どもたちに我が国の長い歴史と伝統の中から生まれた伝統文化を体験・習得させる機会を提供します。	こども未来課
中学生と消防団の交流事業 (スクラム・ハート)	中学生と消防団の交流を通して地域の人間関係を深め、郷土を愛し、ともに支え合う地域づくりを進めます。	こども未来課
地域特性を活かした 学習プログラムの提供	子どもたちの豊かな心を育てるため、播州歌舞伎、杉原紙、龍神太鼓、播州柏の飼育など、伝統文化を学び、体験する機会を提供します。	学校教育課
敬老の精神の育成	「全国おじいちゃんおばあちゃん子ども絵画展」を開催し、「敬老の日発祥のまち」多可町から全国に向けて「敬老精神」を発信します。	こども未来課
中学生ボランティア事業	中学生に地域におけるボランティア活動の場を提供し、学校外での活動を通して様々な人と関わり、地域の一員としての自覚と有能感を高めます。	こども未来課

#### (4) 子どもや保護者の自主的な活動の充実・支援

##### 現状と課題

○子どもたちが多様な体験や交流を通して、豊かな人間性を身につけ、主体的に活動できる力を身につけることが求められています。

○本町では、子ども会活動やジュニアスポーツ協会の活動、文化的な活動等を支援し、子どもたちが自主的に様々なスポーツや文化に親しむことができるよう、支援をしています。近年、急激な少子化の進行や指導ボランティアの減少などにより、活動に支障が出ているのが現状です。今後は近隣集落との合同実施やスポーツクラブの統合なども検討する必要があります。

##### 取り組みと方向性

○多様な体験や交流を通して、子どもや青少年の情操を高め、心豊かな人間性やリーダーシップを養うことを目的とし、自然体験、社会体験、運動・遊び、文化活動等、子どもの健全育成を促進し、子どもの豊かな社会性や人間性を育む活動の場を提供します。

事業名	事業内容	担当課
子ども会活動育成事業	子ども会単位での相互の交流と、子ども会育成連絡協議会活動をとおして、子どもの健全な育成を図ります。	こども未来課
ジュニアスポーツ協会等助成事業	スポーツを通じて青少年の身体と心を育てるため組織されているジュニアスポーツ協会等の活動を助成します。	生涯学習課
青年グループ・サークル活動の支援	青年団等の青年グループ・サークル活動を支援し、活動の活性化を図ります。	生涯学習課
トップアスリートによるスポーツ教室	国内外で活躍するトップアスリートによる講演、実技指導等を実施し、子どもたちに対する新たなスポーツへの取り組みを支援します。	生涯学習課
社会参加促進事業	スポーツ（レクリエーション）を通じ、お互いの交流と親睦を深め、体力の維持増進を図ります	福祉課



## (5) 親教育の場の提供

### 現状と課題

- 核家族化が進み、子育てが保護者と子どもにとって密室化する傾向にあり、また親自身が友人や知人を作ることが難しく、子育てに関する情報の不足や様々な情報の氾濫により、子育ての悩みや不安を持つ保護者が増えています。
- 本町では、アスパルきっずや子育てふれあいセンターにおいて、多方面からの視点で親育ちを支援していける学びの場を提供しています。今後さらに、父親も巻き込みながら、より多くの保護者に参加してもらえる体制づくりが求められています。

### 取り組みと方向性

- 子どもの発達段階に応じた子育てに関する学びの機会をつくり、親育ちの過程を支えることができるような支援を推進します。
- 子どもたちが、親子のつながりを感じ、家族の在り方を考える中で、父親の育児参画を促し家族の育児力の向上につなげます。

事業名	事業内容	担当課
学習会・講演会	認定こども園等、小中学校、子育てふれあいセンター、PTA等が保護者を対象に子育てについて考える学習会・講演会を開催します。	学校教育課 こども未来課
育児体験	生徒が乳児とふれあう体験を通して、子どもを産み育てることの素晴らしさを感じ、将来の自分の子育てについて考えるための機会とします。	学校教育課 こども未来課
多可町民の集い	互いの人権が尊重され、心ふれあうまちづくりへの意識を高めるため、年2回町民が集い、人権意識の普及と高揚を図ります。	生涯学習課

## 〈基本目標2〉子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

### (1) 小児医療等の充実

#### 現状と課題

○小児医療等の充実、次世代を担う子どもの健全育成のための基礎であり、少子化対策の重要な要件です。

○本町では、生後間もない子どもは町内の小児科医院1か所と近隣の市町の総合病院や小児科医院に受診しています。子どもの成長とともに、町内の病院、診療所、医科医院や歯科医院がかかりつけ医の役割を担っています。

○小児の救急医療は、北播磨圏域の小児救急輪番制により対応していますが、医療機関までの移動に時間がかかり、時間帯によっては圏域を越えて受診、搬送される場合があります。保護者の不安の解消や、適切な医療機関受診に関する啓発を行い、効率的な医療運用を行う必要があります。

#### 取り組みと方向性

○どこでも適切な医療サービスを受けられるよう、小児医療の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課
地域医療体制の充実	小児救急輪番制の堅持及び拡大に向け、北播磨圏域内の公立・公的病院や小児科医療機関、関係行政機関等との連携により、小児救急に関する役割分担や救急搬送を含めた救急医療体制の構築を目指します。	健康課
子ども医療電話相談	北播磨圏域や兵庫県の子ども医療電話相談窓口の普及啓発を図り、保護者の不安の解消や、適切な医療機関受診を目指します。	健康課



## (2) 妊産期から乳幼児期までの健康づくり支援

### 現状と課題

- 核家族の増加や、子どもや親同士の交流機会の減少等で、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談相手や支援者が少ないため、保護者が育児不安や産後うつ、虐待などに陥りやすくなっており、妊娠・出産に関する悩みへのきめ細やかな対応や環境づくりが求められています。
- 本町では、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につないでいます。また、妊娠届出の際、受診に関する説明及び受診勧奨を個別に行い、健康管理の重要性を伝えていますが、費用額及び実施方法等の見直しや産後健診の実施など、望ましい生活習慣の獲得等健康づくりに関する妊婦や乳幼児の保護者への指導・啓発の充実が必要です。

### 取り組みと方向性

- 妊産婦の不安軽減や心身の健康管理、産後の経過確認、新生児等の健全育成を促進するよう努めるとともに、産後の心身共に不安定で、子育てに戸惑いが大きい時期に、保健師・助産師等の専門職が丁寧に対応することで、心身の安定と育児不安の解消を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

事業名	事業内容	担当課
妊婦健康相談、家庭訪問	保健師、栄養士による母子健康手帳交付時の相談、家庭訪問、電話相談などを行います。	健康課
妊婦健康診査費助成、妊婦歯科健診	妊婦健康診査（保険適用外分、上限 10 万円）、妊婦歯科健康診査（1 回分）にかかる費用を助成します。	健康課
特定不妊治療費助成	特定不妊治療にかかる費用（保険適用外）に対し、50,000 円を上限に助成します。	健康課
不育症治療費助成	不育症治療費（保険適用外）の 1/2 に対し 150,000 円を上限に助成します。	健康課
新生児聴覚検査費助成	新生児聴覚検査費に対し 7,500 円を上限に助成します。	健康課
こんにちは赤ちゃん訪問（新生児訪問）	生後 4 か月までの赤ちゃんのいる家庭に保健師等が訪問し、身体計測や育児相談、子育て情報の提供などを行います。	健康課 こども未来課
産婦健康診査費助成	産婦健康診査の費用を助成します。	健康課
産後ケア費用助成	出産後、自宅に帰っても家庭からの十分な家事や育児などの援助が受けられない人等を対象に、産科医療機関等で受けられる産後ケア費用の助成を行います。	健康課
乳幼児健康診査 5 歳児発達健診	4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児に対し内科健診、歯科健診、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士・家庭相談員による相談を行います。また、年度内に 5 歳を迎える子どもを対象に、医師・心理士・認定こども園の協力を得て 5 歳児発達健診事業を実施し、就学前の相談を行います。	健康課 こども未来課

事業名	事業内容	担当課
乳幼児育児教室・相談	のびのび子育て相談や2か月児教室、離乳食教室、10か月児教室、2歳児教室などにより身体計測、保健師・栄養士・歯科衛生士による健康教育と育児相談を行います。	健康課
発達相談	健診等で継続的に支援が必要な乳幼児を対象に、小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士による発達相談を行います。	健康課
園巡回相談、 園巡回後心理士相談	認定こども園において、心理士訪問により子どもの特性等の早期発見と、支援への助言を行います。また、保育士等にも指導・助言を行います。	こども未来課 健康課
予防接種	感染症予防のために乳幼児・小中学生を対象に予防接種を行います。	健康課
小児インフルエンザ 予防接種費助成	小児インフルエンザ予防接種費に対し1回1,000円を上限に助成します。	健康課
乳幼児任意予防接種費 助成	乳幼児任意予防接種費（おたふくかぜ）の一部を助成します。	健康課
風しん予防接種費助成	先天性風しん症候群の予防のため、妊娠前の女性や妊婦の同居家族の風しん予防接種費用の一部を助成します。	健康課

#### 〈評価指標〉

- ・妊婦歯科健診の受診率：平成30年（実績）36.6%を令和6年40.0%に向上
- ・新生児聴覚検査、産婦健康診査、乳幼児健診の受診率：100%を今後も継続

### (3) 相談支援

#### 現状と課題

- 近年、地域における連帯感の希薄化や子育てに関する情報の氾濫等により、子育てに自信が持てず、不安や悩みを一人で抱えている親が多くなっています。こうした不安や悩みをうまく解消できないまま子どもへの虐待につながるケースが社会問題となっています。
- 本町では、平成 30 年 11 月、アスパル内に子育て世代包括支援センター（アスパルきっず）を開設し、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供と妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を目指しています。
- 思春期の子どもが自らのこころとからだの健康を意識できるよう、学童期・思春期から成人期に向けた支援が重要です。学校や地域等と連携し、思春期における健康づくりに関する正しい知識の普及啓発が必要です。
- いじめ、体罰、虐待などの子どもの人権を侵害する事案は、社会全体の認知が進んだことにより、相談件数が増加しています。こうした事案の早期発見、早期対応のための体制づくりや相談体制の充実が今後も必要です。児童生徒に配布している悩み相談カードや町広報のお知らせなども活用して、「悩み相談窓口」の周知を進めています。

#### 取り組みと方向性

- 保護者の子育てに対する不安や悩みを解消できるよう、子育てに関する情報や親子で交流できる機会を積極的に提供し、関係機関の相談機能や交流活動の充実を図り、だれもが利用しやすい相談・支援体制の構築・強化を図ります。

事業名	事業内容	担当課
こころの相談	育児や人間関係などさまざまな悩みについて、心理カウンセラーが相談に応じます。	健康課
こころの健康教育 (ストレスチェック)	小中学生に「ストレスチェック」を実施し、子どもが抱えるストレスや悩みを早期に発見しそれらによって引き起こされる生徒指導上の問題等の未然防止、及び学校不適應の早期対応を図ります。また、セルフケアの方法や人間関係スキルを学ぶ「心のサポート授業」、「個人面談」を合わせて実施します。	学校教育課
多可っ子悩み相談事業	多可っ子悩み相談窓口を開設し、不登校、友人関係や進路などでの児童・生徒や保護者の相談に応じます。	学校教育課
家庭児童相談	18歳未満の子ども・保護者とその関係者を対象に、子育てにおける様々な悩みや心配事について相談に応じます。	こども未来課

事業名	事業内容	担当課
ひきこもり対策	子どもや若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、様々な場における相談支援の更なる充実を推進します。また、若者の居場所づくりの推進として、外に出る機会の乏しくなったひきこもり傾向にある若者を対象に、関係者が連携し、安心して一歩が踏み出せるための居場所づくりに取り組みます。	健康課
子ども家庭総合支援拠点	ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行います（令和3年度から開設予定）。	こども未来課

#### (4) 食育の推進

##### 現状と課題

○「食」は、子どもたちが生涯を通じての健康的な生活をするための基盤です。朝食の欠食や孤食などの食習慣の乱れ、偏った栄養による食生活や思春期やせ、食物アレルギーなどが子どもたちの食生活上の課題となっています。

○本町では、学校給食センターにおいて、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校と連携しながら積極的に食育事業に取り組んでいます。今後、食を通じて地域理解を深めるため、より一層、地域の野菜や米など地場産物の活用を推進していきます。

##### 取り組みと方向性

○心身の健全な成長の基礎となる「食」について、親のみならず、子どもたちにも正しい情報・知識を提供するとともに、地元でとれた野菜等の安全性や栄養に配慮した食事をとる生活習慣を身につけていくことを支援します。

事業名	事業内容	担当課
食育事業・食育教室	食育通信や「たかTV」での食育番組などを通じて、朝ごはんの大切さや健全な食生活のポイントの啓発を図ります。また、調理実習を通して食育の大切さを伝えるため、いずみ会と協力し、食育教室を開催します。栄養士が子育てふれあいセンターや認定こども園、小中学校等へ出向き、関係機関と協力して教室や相談など学習の場づくりや活動支援を行います。	健康課
学校給食の充実	学校給食を通じ、子どもに「食」の大切さを学ばせ、健康の確保を図ります。	教育総務課
栄養指導の充実	栄養教諭、栄養士により、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進します。	教育総務課 健康課

## 〈基本目標3〉子どもが安心・安全に成長できる環境づくり

### (1) 地域防犯力の向上

#### 現状と課題

- 子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるために、地域ぐるみで犯罪や事故から子どもを守り、安全確保を図ることが求められています。
- 本町では、交通安全と不審者対策として、小中学生の下校時刻を中心に、青色防犯パトロール車を巡回させて見守り活動を行っています。また、「地域の子どもは地域で守り育てる」を合い言葉に、補導委員による夜間の巡回パトロールや量販店の訪問、関係機関と連携した研修会の開催など地域をあげて青少年の健全育成に取り組んでいます。
- 最近では、子どもがSNSによりトラブルや犯罪に巻き込まれるケースが増えています。犯罪やネット被害から子どもを守るには、学校での情報モラルの授業等を一層充実させ、子どもに自らを守るための知識や技能を身に付けさせることが必要です。

#### 取り組みと方向性

- 地域ぐるみであいさつ運動の展開や、見守り体制を確立するとともに、警察との連携を強化し、犯罪の抑止力を高めます。
- 子どもが自らの安全を守ることができるよう、交通安全、防災、防犯意識を高める指導を充実します。

事業名	事業内容	担当課
見守り・安全巡回パトロール	1年を通じて、認定こども園等や小中学校の周辺及び通学路、地区の公園等をパトロールし、子どもたちの安全確保を図ります。	学校教育課
青少年問題協議会の啓発事業	「青少年健全育成大会」を開催し、携帯電話やインターネット等の有害情報の対策や、薬物乱用防止の啓発など、地域をあげて青少年の健全育成に取り組みます。	学校教育課
量販店巡回補導	女性補導委員を中心に、町内量販店を訪問し、万引き防止活動及び情報交換を行います。	学校教育課
交通安全教室	認定こども園等、小中学校を対象に教室を実施します。	生活安全課
通学路の安全点検	学校、PTA、集落とともに、通学路の安全点検を行います。危険箇所を把握し、関係機関と協力して安全対策を検討します。	学校教育課
夜間巡回補導及び祭り特別補導	青少年補導委員による町内巡回補導及び、町内外で開催される祭りなどで会場内の巡回補導を実施します。	学校教育課
消費者教育講座	ネット・詐欺被害防止、金融教育など、学校園・PTAの要請に応じ、講師を派遣します。	生活安全課



## (2) 安全な環境づくりの推進

### 現状と課題

- 子どもが安心して暮らすことができる環境をつくるためには、安全な環境整備が必要です。
- 本町では、子どもたちが安全に通学できるよう、町内の道路を定期的に点検し、危険箇所には安全設備や道路標識などを整備するとともに、施設の維持管理を継続的に実施しています。また、小中学校に防犯カメラを設置し、不審者の侵入防止や犯罪の抑止に努めています。
- ニーズ調査では、居住地域の子どもの遊び場について、「雨の日に遊べる場所がない」、「近くに遊び場がない」、「遊具などの種類が充実していない」の回答が多く、妊産婦や子ども、子育て家庭等が安心して外出できる環境づくりが求められています。
- 学校園の遊具については、計画的に安全点検及び改修を行っていますが、公園遊具等については老朽化が進んでおり、定期点検の結果をもとに、危険な遊具は撤去を行っているのが現状です。

### 取り組みと方向性

- 道路や公園など子どもの身近な環境の安全性を高めるため、計画的な環境整備に努めます。

事業名	事業内容	担当課
交通安全施設の整備	危険箇所等にカーブミラー、交通標識を設置します。	生活安全課
「多可町通学路安全プログラム」にかか る通学路合同点検	各校から通学路改修要望箇所を取りまとめ、関係部局（警察署、土木事務所、生活安全課、建設課、学校教育課）が合同で、要望箇所の点検を行います。その後、通学路安全推進会議を行い、安全対策を講じます。	学校教育課
公園の安全点検及び 整備	都市計画公園内の遊具の点検及び危険箇所の整備を行います。	建設課
学校園の遊具の調査 点検及び整備	小中学校の遊具の状況調査点検及び整備を行います。また認定こども園等については、各園が行います。	教育総務課 こども未来課
学校施設の防犯対策	小中学校に防犯カメラを設置し、不審者の侵入防止や犯罪の抑止に努めます。	教育総務課 学校教育課

## 〈基本目標4〉ワーク・ライフ・バランスの推進

### (1) 男女共同参画の啓発

#### 現状と課題

- 男女が互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮を支援する必要があります。
- 「男は仕事、女は家庭」、「子育ては女性の仕事」という役割分担意識を見直し、男女がともに、家事と仕事を両立できるようにしていくなど、子どもをもちたいと思う男女が安心して子どもを産み育てることができるよう社会全体で支援する必要があります。

#### 取り組みと方向性

- 男女がともに社会的・家庭的責任を担えるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）についての啓発を行うとともに、働き方の見直しや子育て支援の充実を図ります。
- 関係機関と連携し、各種制度の周知を図るとともに、情報提供・相談体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課
女性のチャレンジ支援	女性の継続就業や、結婚・出産を機に退職し再び就職や地域活動などにチャレンジする女性を支援するため、各種セミナーの開催や情報提供を行います。	生涯学習課
家庭生活へ男性の参加を促す意識の啓発	家庭における固定的な性別役割分担を見直し、男女がともに協力し合える家庭を築いていけるよう、家事・子育て・介護に関する講座を実施します。	生涯学習課

## (2) 仕事と子育ての両立支援

### 現状と課題

- 就労形態や就労時間が多様化している現在、子育てをしながら安心して働き続けるためには、仕事と子育ての両立支援と働き方に優しい環境づくりが求められています。
- 本町では、延長保育や病児保育、一時預かり保育、放課後児童クラブ（学童保育）などの実施など多様な保育サービスの確保に向けた取り組みを進めています。今後、子どもをもつ家庭が子育てをしながら就業できるよう、事業所に対して働き方の見直しや育児休業制度の取得と父親の育児参加への支援を呼びかけるとともに、職場内での子育てへの理解と意識の啓発が必要です。

### 取り組みと方向性

- 就労を望む子育て中の母親の生活形態に応じた就労支援に努めるとともに、多様化する保育ニーズに柔軟に対応し得る保育環境の整備と充実を進めます。

事業名	事業内容	担当課
就労支援と就労機会の創出	女性の継続就業や、結婚・出産を機に退職し再び就職や地域活動などにチャレンジする女性を支援するため、「出前チャレンジ相談」、「女性のための働き方セミナー」など各種セミナーの開催や情報提供を行います。	生涯学習課 こども未来課



## 〈基本目標5〉さまざまな家庭の状況に応じたきめ細やかな支援の推進

### (1) 子どもの人権擁護・児童虐待防止

#### 現状と課題

○家庭における虐待やいじめなどが深刻化する中、子どもが安心して生活できる環境の整備が必要とされています。

○本町では、子どもの人権を保護し、児童虐待を防止するため、いじめ防止条例の制定や人権集会の開催などによる啓発活動を行うとともに、各関係機関との連携を図りながら役割分担し、支援を行っています。年々相談件数は増加しており、相談内容も複雑化していますので、これまで以上に各関係機関との連携強化が求められています。

○小中学校では、毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、「多可町子ども憲章」の内容について考え、具現化を図る機会を設けたり、人権教育コア・カリキュラムに基づき、道徳の授業を主として人権についての学習を行い、理解を深めています。また、いじめアンケート（学校生活相談シート）やこころの健康教育などを活用し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に学校を挙げて取り組んでいます。今後も継続的な取り組みが必要です。

#### 取り組みと方向性

○児童虐待防止の観点から、子育てに関する不安の軽減や、親の孤立防止、親同士の交流などを進めることが必要です。妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない相談支援や子育てなどの情報提供を行い、関係機関と連携しながら子育ての正しい知識を得るための教育や広報、啓発活動を進めます。

○児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止等のために、児童相談所や民生児童委員などの関係機関との連携を強化するほか、産後うつや早期発見・早期支援を行うため産科医療機関ともより一層の連携を進めます。

○多可町いじめ防止等に関する条例、及び多可町いじめ防止基本方針に基づき、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくとともに、地域、家庭、関係機関と連携のもと、いじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期解消）の対策を推進します。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家による相談体制を強化するとともに、町の関係機関等が連携して「子育て・学校園サポートチーム」を設置し、児童生徒を取り巻く複雑な課題の早期解決を図ります。

#### 多可町子ども憲章

わたしたちは、自ら考え行動できる指針としてその目標や理想を定め、子どもは自立に向けて努力し、大人は子どもの自立を支える糧となるよう、ここに「子ども憲章」を制定します。

##### 一、(未来)

わたしたちは、夢と希望をもち、未来へ向かってたくましく歩んでいきます。

##### 一、(友情・思いやり)

わたしたちは、誰とでも親切に接し、みんなが笑顔でいられるようにします。

##### 一、(命・人権)

わたしたちは、いじめや差別をなくし、一人ひとりの命と人権を大切にします。

##### 一、(責任)

わたしたちは、自分の言葉や行動に責任を持ち、何事にも積極的に取り組みます。

##### 一、(感謝)

わたしたちは、家族、友だち、お世話になっている人々への感謝の気持ちを持ち続けます。

##### 一、(マナー)

わたしたちは、マナーを守り、進んであいさつをします。

##### 一、(ふるさと)

わたしたちは、豊かな自然に恵まれたこのふるさとを愛し、文化や自然を大切にします。

事業名	事業内容	担当課
「いのちと人権の日」の取り組みと子ども憲章の具現化	小中学校において、毎月1日を「いのちと人権の日」と定め、「多可町子ども憲章」の唱和や人権に関する講話等を行う中で、子どもたちが子ども憲章の内容について考えその具現化を図る機会を設けます。	学校教育課 こども未来課
こころの健康教育	小学校1年生から中学校3年生までの9年間を通してストレス対処スキルや認知スキル、アサーティブコミュニケーションスキル等を体系的、系統的に身につけます。	学校教育課
子どもの人権作品の募集と表彰	作品づくりをとおして人権尊重の重要性の理解を深めるため、各学校園の子どもたちに人権作文、詩、ポスター等の募集と表彰を行います。	生涯学習課
児童虐待防止啓発事業	児童虐待の防止リーフレットや対応マニュアルを活用し、虐待の防止及び早期発見、迅速な対応への啓発を行います。	こども未来課
要保護児童対策地域協議会	子どもの健全な養育を支援するため、関係機関の連携を強化し、個別ケース検討会議等による情報交換及び子どもや保護者を支援する体制をつくります。	こども未来課
家庭児童相談	18歳未満の子どもを対象に、児童虐待通告窓口として相談に応じ、各関係機関（こどもセンター等）と連携し、子どもの最善の利益の尊重と子どもの安全の確保の徹底に努めます。	こども未来課
いじめ防止対策事業	いじめの未然防止、早期発見・早期対応を具現化するため、「いじめ防止対策検証委員会」（第三者機関）を設置し、「多可町いじめ防止対策改善計画（仮称）」を策定するとともに、その後の取り組み状況を検証します。	学校教育課

## (2) 障がいのある子どもと家庭への支援

### 現状と課題

- 心身の発達に課題がある子どもや障がいのある子どもについては、就学前から就学期・就学後まで、日常生活から学校園生活、職業訓練、職業生活に至るまで、保健・医療・福祉・教育が連携して一貫した支援体制の下で総合的に支援が行われることが求められています。
- 本町では、療育手帳所持者や小中学校の特別支援学級の情緒障害クラスに所属する子どもが年々微増傾向にあり、早期からの適切な支援の必要性があります。支援のためのツールとして、保護者と学校園、医療機関、行政などの関係機関が連携して「サポートファイル」を作成し、子どもの発達特性に合わせた支援を行っています。近年は高校や大学進学の際にも活用されるケースが増えてきていますが、就労支援にもつなぐなど一層の啓発・活用推進に取り組む必要があります。
- 継続的に支援が必要な子どもや家族が地域で生活していく上で、ライフステージに沿った切れ目のない支援の継続が重要であり、教育における合理的配慮や福祉サービスの円滑な提供体制の整備が必要です。

### 取り組みと方向性

- 障がい児とその家族の支援については、町内の関係機関や県の専門機関と連携を取りながら、一人ひとりの特性や支援ニーズ、家庭等の状況に寄り添った、きめ細やかな支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
障がい児タイムケア事業	障がいのある児童及び生徒の下校後の活動の場を確保するとともに、保護者の就業支援等を図ります。	福祉課
障がい児保育事業	特別児童扶養手当支給対象児童及び軽度発達障がい児童に対する保育士の加配を行っている認定こども園等に補助を行い、障がい児保育の推進と充実を図ります。	こども未来課
サポートファイル作成事業	支援を必要とする児童・生徒のライフステージに応じた継続的な支援を行うため、サポートファイルを作成し、活用を推進します。	健康課 こども未来課 学校教育課
発達支援連絡会議	心身の発達に遅れのある乳幼児やその疑いのある乳幼児及びその保護者、並びに障がい児（者）及びその家族に対して、乳幼児期から学齢期、就労までの総合的な支援方策、支援体制について協議します。	健康課 福祉課 こども未来課 学校教育課
障がい児短期入所事業	障がい福祉サービスとして提供しており、障がい児も障がい者と同様に、介護者が疾病等の理由で介護することが困難な場合に、一時的に施設に入所するものです。	福祉課
障がい児等療育支援事業	医療福祉センターのぎく等で、療育相談、療育訓練を実施します。	福祉課

事業名	事業内容	担当課
発達相談 《再掲》	健診等で継続的に支援が必要な乳幼児を対象に、小児科医師、言語聴覚士、心理士、理学療法士による発達相談を行います。	健康課
園巡回相談、 園巡回後心理士相談 《再掲》	認定こども園において、心理士訪問により子どもの特性等の早期発見と、支援への助言を行います。また、保育士等にも指導・助言を行います。	こども未来課 健康課
教育支援委員会	小中学生における特別支援教育を必要とする児童・生徒の就学及び指導に関し、専門家等で審議します。	学校教育課

### (3) 家庭の経済状況等に関わらず、子どもが健やかに育つための支援

#### 現状と課題

- 近年、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい方が増加している中で、セーフティネットの機能として、貧困等生活上の困難に対応するとともに、貧困等を防止するための取り組みが求められています。
- 本町では、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、中学3年生までの医療費無料化を実現しています。今後、子どもが健やかに育つために、子どもやその家庭に対して切れ目のない支援をしていく必要があります。
- 外国につながる子ども（両親またはそのどちらか一方が、外国出身者である子ども）への教育支援については、兵庫県教育委員会と連携し、学校生活を円満に過ごせるように学習支援を行っています。今後、外国人児童生徒が増えることが予想されるため、個々の児童生徒に合った適切な支援体制の構築が必要です。

#### 取り組みと方向性

- 幼児教育・保育の無償化をはじめ、児童手当の支給など、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。ひとり親家庭を対象としたセミナーの開催やハローワークの出張相談を開催するなど、相談や情報提供の機会を充実するとともに、児童扶養手当など、ひとり親家庭の生活の安定を図るための経済的支援を行います。
- 外国につながる子どもが円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者などへの支援を行います。

事業名	事業内容	担当課
公費医療自己負担助成事業	乳幼児等及び子どもの他公費負担医療制度に係る自己負担額を申請により助成します。	住民課
福祉医療費助成事業	乳幼児等・子ども・母子家庭等の18歳までの子どもに係る医療費を助成します（乳幼児・子どもは、一部負担金無料）。	住民課
児童扶養手当による支援	父又は母と生計を共にできない子どもが養育されている家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの健全育成を図るため、父又は母若しくは父又は母に変わってその子どもを養育している方、あるいは父又は母が極めて重度の障がいがある家庭の親に支給します。	福祉課
外国人児童生徒教育の推進	外国につながる子どもへの支援として、兵庫県教育委員会と連携し小中学校への「子ども多文化共生サポーター」の派遣や「スクールアシスタント」の配置等により、日本語で教育内容を理解できるよう学習支援を行っています。	学校教育課



## 第5章 実現方策

本計画を実効あるものとするため、次の取り組みを実施します。

### 1 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、さまざまな分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

### 2 情報提供・周知

本町では、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や町のホームページを活用して公開し、住民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、周知・啓発に努めます。

### 3 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。そのなかで、保育の広域利用、障がい児への対応など、町の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

### 4 進行管理

計画の実現のため、計画に則した事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、各事業の実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに多可町子ども・子育て会議にて、施設の状況や事業の進捗状況等の把握・評価を行います。



## 資料編

### 1 平成 30 年度子ども・子育て支援にかかるニーズ調査結果の概要

#### (1) 調査の目的

「多可町子ども・子育て支援事業計画」は、平成 27 年度から平成 31 年度を第一期として策定しています。令和 2 年度からの次期計画策定にかかる資料とするため、家庭における子育てに対する生活実態や教育・保育・子育て支援に関する利用状況などのアンケート調査を実施しました。

#### (2) 調査の概要

- 調査地域：多可町全域
- 調査対象者：①多可町内在住の「就学前児童（0～5歳）」がいる世帯・保護者（就学前児童調査）  
②多可町内在住の「小学生（1～3年生）」がいる世帯・保護者（小学生調査）
- 調査期間：平成 30 年 10 月中旬～10 月 26 日（金）
- 調査方法：①630 件のうち、441 件については町内の認定こども園、保育所、キッズランドを通じて配布回収を行い、189 件については郵送による配布・回収を行いました。  
②町内の小学校を通じて配布・回収を行いました。

#### ●回収結果：

調査の種類	配布数	回収数	回収率
①就学前児童調査	630	463	73.5%
②小学生調査	460	428	93.0%
合計	1,090	891	81.7%



## 2 多可町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区分	選出区分	委員氏名	所属等	備考
1号	学識経験者	鈴木正敏	兵庫教育大学	会長
		木俣美代子	元キッズランドかみ所長	副会長
2号	保護者代表	藤井法久	みどりこども園保護者	任期～H31.3.31
		安平光宏	みどりこども園保護者	任期 H31.4.1～
		藤岡高志	あさかこども園保護者	任期～H31.3.31
		岸本瑠衣	四恩こども園保護者	任期 H31.4.1～
		寺尾聡子	キッズランドかみ保護者	任期～H31.3.31
		藤田由紀	キッズランドかみ保護者	任期 H31.4.1～
		高尾未波	キッズランドやちよ保護者	任期～H31.3.31
		門脇佳織	キッズランドやちよ保護者	任期 H31.4.1～
3号	学校園代表	吉田典之	中町北小学校長	任期～H31.3.31
		荻野隆之	中町南小学校長	任期 H31.4.1～
		高橋邦栄	みどりこども園長	
		清水谷善道	あさかこども園長	
		藤本泰子	四恩こども園長	
		上野仁久	ちびっこランドらくえん施設長	任期～H31.3.31
		萬浪久恵	キッズランドかみ所長	任期～H31.3.31
		原しのぶ	キッズランドかみ園長	任期 H31.4.1～
		秋山ますみ	キッズランドやちよ所長	任期～H31.3.31
		日下部智子	キッズランドやちよ園長	任期 H31.4.1～
4号	地域・関係機関代表	橋尾公一	区長会	任期～H31.3.31
		中川利彦	区長会	任期 H31.4.1～
		高見博	民生委員児童委員協議会	
		岡本美紀	子育てふれあいセンター	



### 3 多可町子ども・子育て会議の経過

<平成 30 年度>

月日	回数	内容
7月3日	第 16 回	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 町内保育施設・幼稚園在籍数について</li> <li>2) 放課後児童クラブ事業の利用状況について</li> <li>3) 子ども・子育て支援事業計画における重点目標の進捗状況について</li> <li>4) 公私連携によるキッズランドの運営（民営化）について</li> <li>5) その他</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定に向けての課題について</li> </ol>
12月18日	第 17 回	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 病後児保育事業の廃止について</li> <li>2) 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査の実施及び調査票について</li> <li>3) 平成 31 年度保育施設等入所説明会の開催等について</li> <li>4) 多可町保育施設入所選考基準要綱の制定について</li> <li>5) 公私連携によるキッズランドの運営（民営化）について</li> </ol> <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 子育てふれあいセンターの移転について</li> </ol>
2月21日	第 18 回	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 子ども・子育て支援にかかるニーズ調査結果報告</li> <li>2) 新規開設予定の認定こども園における利用定員について</li> <li>3) 平成 31 年度教育・保育施設入園申込状況について</li> <li>4) 平成 31 年度放課後児童クラブ申込状況について</li> <li>5) 平成 31 年度保育料（利用者負担）について</li> </ol>

<令和元年度>

月日	回数	内容
5月28日	第19回	報告事項 1) 町内保育園部・幼稚園部在籍数について 2) 放課後児童クラブ事業の利用状況について 3) 公私連携による両キッズランドの運営状況について 4) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定について 協議事項 1) 第2期子ども・子育て支援事業計画策定について
10月29日	第20回	協議事項 1) 一時預かり事業（幼稚園型）料金改正（案）について 2) 第2期量の見込み・確保方策について 3) 第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～6年度）（素案）について
12月3日	第21回	協議事項 1) 令和2年度教育・保育施設入園申込状況について 2) 令和2年度放課後児童クラブ申込状況について 3) 第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について

## 第2期多可町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

編集・発行：多可町教育委員会 こども未来課

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123 番地

TEL：0795-32-2385 FAX：0795-32-4318

